

埼玉県議会時報

No.297／令和7年6月定例会号

埼玉県議会事務局

 彩の国 埼玉県



目 次

6月定例会のあらまし

6月定例会

6月定例会会期日程	1
6月定例会の経過	2
議席一覧表	9
会派構成	9
正副議長	9
委員会委員名簿	9
知事提案説明	12
説明者一覧	14
質疑質問	14
委員長報告	22
議案の審議結果	32
(知事提出議案、議員提出議案)	
陳情受付状況	47
閉会中における特定事件一覧表	48
閉会中の委員会活動	49
議会日誌	63
請願案内・傍聴案内	



議長 白 土 幸 仁



副議長 飯 塚 俊 彦

令和7年6月定例会について、御報告いたします。

令和7年6月定例会を6月12日(木)から7月2日(水)まで開催しました。知事から議案19件、議員から議案19件がそれぞれ提出され、計38議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)」など15件を原案どおり可決、「専決処分の承認を求めることについて」を承認、「埼玉県教育委員会委員の任命について」など3件を同意としました。議員提出議案では、「埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」など19件を原案どおり可決としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の6月5日(木)と会期中6日、計7日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

6 月 定 例 会

令和 7 年 6 月定例会会期日程

自 6月12日
至 7月 2日 21日間

日 次	月 日	曜	開 会 時 刻	摘 要
第 1 日	6 月12日	木	午 前 10 時	開会、知事提出議案の報告、上程
第 2 日	6 月13日	金		議案調査
第 3 日	6 月14日	土		休日休会
第 4 日	6 月15日	日		”
第 5 日	6 月16日	月		議案調査
第 6 日	6 月17日	火		”
第 7 日	6 月18日	水	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第 8 日	6 月19日	木	”	”
第 9 日	6 月20日	金	”	”
第10日	6 月21日	土		休日休会
第11日	6 月22日	日		”
第12日	6 月23日	月	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第13日	6 月24日	火	”	” 議案及び請願の委員会付託
第14日	6 月25日	水		議案調査
第15日	6 月26日	木		委員会
第16日	6 月27日	金		” ・ 議案調査
第17日	6 月28日	土		休日休会
第18日	6 月29日	日		”
第19日	6 月30日	月		委員会（特別）
第20日	7 月 1 日	火		議案調査
第21日	7 月 2 日	水	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

6 月定例会の経過

■ 6 月 5 日 (木)

◆ 代表者会議 ◆

午後 1 時 30 分開会

- 1 令和 7 年度訓練の実施について、議長から説明し、了承。
- 2 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を踏まえた「政務活動費の運用指針」の改正について、総務課長から説明し、了承。
- 3 県議会広報テレビ番組の企画について、議運委員長から以下のとおり説明し、了承。
 - (1) 昨年度に引き続き、主要会派代表者による討論番組の制作・放送を行う。
 - (2) 今年度は、より番組内容を充実させるため、9 月定例会、12 月定例会に加えて、6 月定例会の開会日の放送を取りやめる。
 - (3) 放送日時は、令和 7 年 12 月下旬の夜 7 時から 8 時を予定し、事前にテレビ埼玉のスタジオで収録を行い、ファシリテーターは、有識者と進行役の 2 名を予定している。
なお、テレビ番組の企画放送に係る監修は、議運委員長に一任することを了承。
- 4 自民から、委員会視察の運用について提案があり、意見交換。

午後 1 時 45 分閉会

議 運 日 誌



議会運営副委員長
逢 澤 圭 一 郎



議会運営委員長
横 川 雅 也



議会運営副委員長
権 守 幸 男

午後 1 時 59 分開会

- 1 6 月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日	第 5 日	計
自 民	1	2	2	2	3	10
民主フォーラム	1			1		2
公 明	1					1

県 民		1				1
共 産 党			1			1
改 革						
無 所 属						
計	3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限は、開会日前日に当たる 6 月 11 日(水)の正午までとすることを了承。
- 5 6 月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、6 月 12 日から 7 月 2 日までの 21 日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の 3 日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の 2 日前の正午までとすることを確認。
- 7 会派別所属議員数の変更に伴い、県民及び無所属の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、本日付で議長が県民及び無所属の議席を変更。
なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことを了承。
- 8 県議会広報テレビ番組の企画について、さきの代表者会議で了承されたことを報告。
- 9 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。
- 10 オンライン質問の運用基準案について、内容を確認し、今後の議運で協議していくことを了承。
- 11 自民から、八潮市道路陥没事故について、今回のような事故を防ぎ、県民生活の安心と安全を確保することができるよう、特別委員会を設置して議論していくべきとの発言がなされ、この件については、今後の議運で協議していくことを了承。

午後 2 時 27 分閉会

■ 第 1 日〔6 月 12 日 (木)〕

◆ 代表者会議 ◆

午前 9 時開会

- 知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。

午前 9 時 2 分閉会

議 運 日 誌

午前 9 時 28 分開会

- 1 知事追加提出議案について、堀光副知事から説明。
- 2 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。
その結果は次のとおりである。

月 日(曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名	質 問 形 式
6月18日(水)	1	57	内沼 博史	自 民	一 括
	2	43	小川 寿士	民主フォーラム	一 問 一 答
	3	75	萩原 一寿	公 明	一 括
6月19日(木)	1	19	松本 義明	自 民	一 問 一 答
	2	14	金野 桃子	県 民	一 括
	3	23	林 薫	自 民	一 問 一 答
6月20日(金)	1	21	金子 裕太	自 民	一 問 一 答
	2	28	伊藤はつみ	共 産 党	一 問 一 答
	3	6	森 伊久磨	自 民	一 問 一 答
6月23日(月)	1	39	松井 弘	自 民	一 括
	2	26	野本 怜子	民主フォーラム	一 問 一 答
	3	38	渡辺 大	自 民	一 問 一 答
6月24日(火)	1	41	関根 信明	自 民	一 問 一 答
	2	55	浅井 明	自 民	一 括
	3	68	新井 豪	自 民	一 問 一 答

3 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を質疑質問の中日・6月20日(金)、案文を質疑質問の最終日・6月24日(火)、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・7月2日(水)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

4 オンライン質問の運用基準について、去る6月5日の議運において確認した案のとおり、決定することを了承。

5 自民から、八潮市道路陥没事故に関する特別委員会の設置について案が示され、意見交換し、次のとおりとすることに決定。

(1) 新たに設置する特別委員会の名称は「八潮市道路陥没事故調査等特別委員会」、定数は14人、付託事件は「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」とし、一般質問初日に設置すること。

(2) 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会の委員配分は次のとおりとすること。また、委員予定者名簿は本日の午後5時までに提出すること。

委員会	会 派								計	定数
	自民	民 主 フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属			
八潮市道路陥没事故調査等特別	9	2	1	1	1				14	14

6 本日の議事日程を確認。

7 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前9時38分散会

〔本 会 議〕

本日招集の令和7年6月定例会は、午前10時1分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、6月5日付けで、議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、新任者の紹介が行われ、

影 沢 政 司	議 会 事 務 局 長
石 井 依 子	収用委員会委員
甲 原 裕 子	労働委員会会長
都 丸 久	企画財政部長
表 久仁和	総 務 部 長
横 内 ゆ り	県 民 生 活 部 長
武 澤 安 彦	危機管理防災部長
堀 口 幸 生	環 境 部 長
岸 田 正 寿	福 祉 部 長
縄 田 敬 子	保 健 医 療 部 長
野 尻 一 敏	産 業 労 働 部 長
竹 詰 一	農 林 部 長
片 桐 徹 也	人事委員会事務局長
小松原 誠	監 査 事 務 局 長
久 保 佳代子	労働委員会事務局長

が就任の挨拶を行った。

次に、

72番 逢 澤 圭一郎 議員

73番 横 川 雅 也 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から7月2日までの21日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 江原くみ子議員の議員辞職
- 2 2月定例会において可決した意見書・決議の処理結果
- 3 一般会計継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越し繰越
- 4 特別会計継続費通次繰越
- 5 公営企業会計継続費通次繰越、予算繰越
- 6 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 7 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況
- 8 埼玉県観光づくり推進条例第16条第4項の規定に基づく観光づくりに関する基本的な計画の変更
- 9 現金出納検査結果(令和7年2月分～4月分)
- 10 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案15件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開会 午前10時21分散会

出席議員89人 欠席議員なし

(令和7年6月12日現在在職議員89人)

■ 第2日〔6月13日（金）〕

議案調査

■ 第3日〔6月14日（土）〕

休日休会

■ 第4日〔6月15日（日）〕

休日休会

■ 第5日〔6月16日（月）〕

議案調査

■ 第6日〔6月17日（火）〕

議案調査

■ 第7日〔6月18日（水）〕

議 運 日 誌

午前9時29分開会

- 1 知事追加提出議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
 - 2 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会について
(1) 委員については、別紙のとおり選任することを了承。(11ページ参照)
(2) 設置及び委員の選任について、一般質問3人目終了後に異議なし採決で諮ることを了承。
なお、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することを了承。
 - 3 全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」について、政策調査課長から説明。議長から、議員3名を派遣したいとの意向が示されたことを報告し、この件については、今後の議運で協議することを確認。
 - 4 本日の議事日程を確認。
 - 5 自民から、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例案を議員提出議案として提案したい旨の発言がなされ、条例案の概要を配布し、この件について、今後の議運で協議することを了承。
- 午前9時40分散会

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、人事委員会意見回答報告（第90号議案及び第96号議案）がなされた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

57番 内 沼 博 史 議員（自民）

43番 小 川 寿 士 議員（民主フォーラム）

75番 萩 原 一 寿 議員（公明）

が順次登壇した。

次に、八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件を付託事件とする八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が14人の委員をもって設置され、

委員が選任された。

なお、本会議散会後、正副委員長互選のための八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が開かれた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時58分休憩
午前11時10分再開	午前11時24分休憩
午後1時1分再開	午後1時55分休憩
午後3時再開	午後3時56分休憩
午後4時6分再開	午後4時30分散会

出席議員88人 欠席議員1人

■ 第8日〔6月19日（木）〕

議 運 日 誌

午前9時28分開会

- 1 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会において、委員長に宇田川幸夫委員が、副委員長に逢澤圭一郎委員が、それぞれ互選されたことを報告。
 - 2 本日の議事日程を確認。
- 午前9時29分散会

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会正副委員長の互選結果報告が行われた。

次に、質疑質問が続行された。

この日は、

19番 松 本 義 明 議員（自民）

14番 金 野 桃 子 議員（県民）

23番 林 薫 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時59分休憩
午後1時再開	午後2時休憩
午後2時10分再開	午後2時31分休憩
午後3時1分再開	午後3時54分休憩
午後4時5分再開	午後4時23分散会

出席議員88人 欠席議員1人

■ 第9日〔6月20日（金）〕

議 運 日 誌

午前9時28分開会

特別な事情が生じたため、委員会を開会した。

- 1 執行部から、下水道局長について、本定例会に説明者として新たに委任する旨の報告があり、地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更を了承。
 - 2 本日の議事日程を確認。
- 午前9時31分散会

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更の報告が

なされた。

次に、質疑質問が続行された。

この日は、

21番 金子 裕 太 議員（自民）

28番 伊藤 はつみ 議員（共産党）

6番 森 伊久磨 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時55分休憩

午前11時5分再開 午前11時14分休憩

午後1時再開 午後1時58分休憩

午後2時10分再開 午後2時30分休憩

午後3時再開 午後3時55分休憩

午後4時6分再開 午後4時16分散会

出席議員88人 欠席議員1人

■ 第10日〔6月21日（土）〕

休日休会

■ 第11日〔6月22日（日）〕

休日休会

■ 第12日〔6月23日（月）〕

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

39番 松 井 弘 議員（自民）

26番 野 本 怜 子 議員（民主フォーラム）

38番 渡 辺 大 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時51分休憩

午後1時1分再開 午後2時3分休憩

午後3時再開 午後4時2分散会

出席議員88人 欠席議員1人

■ 第13日〔6月24日（火）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時29分開会

1 知事追加提出議案（第101号議案）の取扱いについて

(1) 本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことを了承。

(2) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかに

2 議案（第86号議案～第100号議案）を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

3 予算特別委員会の附帯決議について、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があったことを報告。

この件について、福祉保健医療委員会において、執行部が報告を行うことを了承。

4 去る6月18日(水)の議運で自民から提案のあった条例案が提出されたことを報告。

(1) 案文及び提案者を確認。

(2) 議第22号議案は提案者を代表して51番美田宗亮議員が提案説明を行うことを了承。

(3) 議案の上程及び提案説明は一般質問1人目終了後、議案に対する質疑は一般質問3人目終了後に、知事追加提出議案（第101号議案）と併せて行うことを了承。

(4) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、議案の提案説明終了後の休憩中速やかに

5 各会派から提出された意見書・決議案の件名を確認。

6 全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」について、派遣予定議員の3名を自民1名、民主フォーラム1名、公明1名の配分枠で3会派から推薦することを了承し、オンラインによる参加希望の照会については、別途、各議員へ事務局から連絡がある旨を説明。

7 埼玉県浦和競馬組合議会から、同組合議会議員3名の補欠選挙の依頼があり、この件について、今後の議運で選挙の方法等について協議することを了承。

8 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時35分休憩

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（埼玉県県央地域振興センターほか207か所）及び陳情の報告が行われた。

次に、知事追加提出議案（第101号議案）の報告、上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

41番 関 根 信 明 議員（自民）

が登壇した。

次に、議員から提出された議第22号議案の報告、上程がなされ、51番美田宗亮議員（自民）が提案説明を行い、午前11時27分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第 2 回)

午後 0 時 14 分再開

1 第 101 号議案及び議第 22 号議案について

- (1) 質疑はないことを確認。
- (2) 付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

2 今後の議事日程を確認。

午後 0 時 15 分散会

〔本 会 議〕

午後 1 時 1 分、本会議が再開され、質疑質問が続行され、

55 番 浅 井 明 議員 (自民)

66 番 新 井 豪 議員 (自民)

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、第 101 号議案及び議第 22 号議案に対する質疑はなく、本定例会に提出された第 86 号議案～第 101 号議案及び議第 22 号議案が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前 10 時 1 分開議 午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 5 分再開 午前 11 時 27 分休憩

午後 1 時 1 分再開 午後 1 時 52 分休憩

午後 3 時再開 午後 4 時 5 分散会

出席議員 88 人 欠席議員 1 人

■ 第 14 日〔6 月 25 日 (水)〕

議案調査

この日は、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が視察を行った。

■ 第 15 日〔6 月 26 日 (木)〕

〔常任委員会〕

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第 16 日〔6 月 27 日 (金)〕

〔委員会〕・議案調査

この日は、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が開かれた。

■ 第 17 日〔6 月 28 日 (土)〕

休日休会

■ 第 18 日〔6 月 29 日 (日)〕

休日休会

■ 第 19 日〔6 月 30 日 (月)〕

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■ 第 20 日〔7 月 1 日 (火)〕

議案調査

■ 第 21 日〔7 月 2 日 (水)〕

議 運 日 誌 (第 1 回)

午前 9 時 29 分開会

- 1 各常任委員会の審査結果を確認。
 - 2 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
 - 3 調整後の意見書案及び委員会の委員から提出される意見書・決議案の件名を確認。
 - 4 自民から決議 1 件を追加したい旨の発言があり、素案を配布して説明がなされ、協議の結果、追加することを了承。
 - 5 全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」への議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。
 - 6 全国都道府県議会議長会「男女共同参画委員会」に岡田静佳議員を派遣する議案を、議運委員の連名で提案することを了承。
 - 7 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙について、指名推選の方法で行うこと及び会派別配分を自民 1、民主フォーラム 1、公明 1 とすることを了承。なお、次の本会議休憩中に、議員を推薦する会派から候補者を報告することを確認。
また、選挙の日程は全ての議案の採決後とすることを了承。
 - 8 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 午前 9 時 37 分休憩

〔本 会 議〕

午前 10 時 2 分、この日の本会議が開かれ、まず、各常任委員会の審査結果報告 (文書) が行われた後、第 86 号議案～第 101 号議案及び議第 22 号議案が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告 (口頭) に入り、

千 葉 達 也 企 画 財 政 委 員 長
阿 左 美 健 司 総 務 県 民 生 活 委 員 長
杉 田 茂 実 環 境 農 林 委 員 長
関 根 信 明 福 祉 保 健 医 療 委 員 長
松 井 弘 産 業 労 働 企 業 委 員 長
柿 沼 貴 志 県 土 都 市 整 備 委 員 長
高 橋 稔 裕 文 教 委 員 長
小 川 直 志 警 察 危 機 管 理 防 災 委 員 長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長の審査経過及び結果報告に入り、

内 沼 博 史 自然再生・循環社会対策 特別委員長
吉 良 英 敏 地方創生・行財政改革 特別委員長
永 瀬 秀 樹 公 社 事 業 対 策 特別委員長
逢 澤 圭 一 郎 少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 特別副委員長
細 田 善 則 経 済 ・ 雇 用 対 策 特別委員長
権 守 幸 男 危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策 特別副委員長

松 澤 正 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長
宇田川 幸 夫 八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長
が順次登壇し、午前11時21分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第 2 回)

午後 1 時59分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 議案に対する討論について、次のとおり確認。
 - (1) 12番山崎すなお議員（共産党）が、第95号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - (2) 45番中川浩議員（改革）が、第86号議案及び第89号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - (3) その他の議案に対する討論はない。
- 3 議案の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)第95号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(2)第86号議案及び第89号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、共産党、無所属は原案可決に賛成、改革は原案可決に反対
(3)第87号議案、第88号議案 第90号議案～第94号議案 第96号議案～第101号議案及び 議第22号議案	各会派、無所属とも原案可決・承認に賛成

- 4 知事追加提出議案（人事議案）について
 - (1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。
 - (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第102号議案～第104号議案	各会派、無所属とも同意に賛成

- 5 議員提出議案について
 - (1) 意見書案14件、決議案 2 件、事件 2 件の案文及び提案者を確認。
 - (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
 - (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
 - (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
 - (5) 議案に対する討論について次のとおり確認。
 - ア 29番城下のり子議員（共産党）が、議第36号議案及び議第37号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - イ その他の議案に対する討論はない。
 - (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)議第36号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、無所属は原案可決に賛成、共産党、改革は原案可決に反対
(2)議第37号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(3)議第23号議案～議第35号議案及び 議第38号議案～議第40号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

- 6 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙について、各会派から推薦された候補者を了承。
- 7 議場の使用について、今後は、議会が主催する行事、イベント等で議長が認めるものについては、議場の使用を認めることを了承。また、これに係る先例の変更を了承。（ 8 ページ参照）
- 8 今後の議事日程を確認。
- 9 岡田静佳議員から、起立による表決が難しいため、本日の本会議の議案採決を起立ではなく挙手により表決したいとの申出があったことを報告。このことについては、議長が特別に了承した。
- 10 9 月定例会の会期予定案について、9月24日(水)～10月15日(水)の日程で執行部と調整中である旨を報告。
午後 2 時 5 分閉会

〔本 会 議〕

午後 2 時26分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、
12番 山 崎 すなお 議員（共産党）
45番 中 川 浩 議員（改革）
が順次討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案については、
原案可決 16件
承認 1 件
と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第102号議案～第104号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第23号議案～議第40号議案（意見書案14件、決議案 2 件、事件 2 件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

29番 城 下 のり子 議員（共産党）
が討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

次に、埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙が指名推選の方法により行われ、その結果、

25番 戸野部 直 乃 議員（公明）
35番 阿左美 健 司 議員（自民）
93番 田 並 尚 明 議員（民主フォーラム）
がそれぞれ当選し、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後 2 時47分、令和 7 年 6 月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時 2 分開議 午前10時47分休憩
午前10時59分再開 午前11時21分休憩
午後 2 時26分再開 午後 2 時47分閉会
出席議員89人 欠席議員なし

(令和7年7月2日現在在職議員89人)

■ 会 期

6月12日（木）～7月2日（水）21日間
会期延長なし

■ 議決結果

議決件数	38件（うち議員提出のもの19件）
原案可決	34件
同 意	3件
承 認	1件

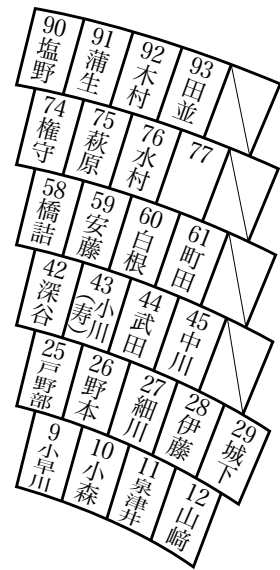


埼玉県議会先例の変更

【 変 更 前 】	【 変 更 後 】
240 議場は、いかなる場合においても他の者には使用させない例である。 (議運決定 昭和31.5.25) 議会開会中は何時たりとも議場内に部外者を立ち入らせないものとする。 (議運決定 昭和41.12.19)	<u>ただし、議会が主催する行事、イベント等で議長が認めるものについては、この限りではない。</u> (議運決定 令和7.7.2)

議 席 一 覧 表

(7.7.2 現在)



演 壇

会 派 構 成

自 由 民 主 党	56人
埼玉民主フォーラム	11人
公 明 党	9人
無 所 属 県 民 会 議	7人
日 本 共 産 党	3人
無 所 属 改 革 の 会	1人
無 所 属	2人
計	89人

正 副 議 長

議 長 白 土 幸 仁

副議長 飯 塚 俊 彦

(7.7.2 現在)

委 員 会 委 員 名 簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	戸野部直乃 (公 明)
		伊藤はつみ (共産党)
		平松 大佑 (県 民)
		高橋 稔裕 (自 民)
		渡辺 大 (自 民)
		美田 宗亮 (自 民)
		宇田川幸夫 (自 民)
		町田 皇介 (駐フォーラム)
		荒木 裕介 (自 民)
		水村 篤弘 (駐フォーラム)
		齊藤 邦明 (自 民)
		新井 一徳 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○小 川 直 志 (自 民)	小森 克己 (駐フォーラム)
		保谷 武 (自 民)
		尾花 瑛仁 (自 民)
		戸野部直乃 (公 明)
		城下のり子 (共産党)
		八子 朋弘 (県 民)
		武田 和浩 (駐フォーラム)
		吉良 英敏 (自 民)
		細田 善則 (自 民)
		岡地 優 (自 民)
		武内 政文 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎千葉 達也 (自 民) ○長 峰 秀和 (自 民)	高木 功介 (無所属) 泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 金子 裕太 (自 民) 井上 航 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 白土 幸仁 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 田村 琢実 (自 民)
総 務 県民生活 (12)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○東 山 徹 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 城下のり子 (共産党) 深谷 顕史 (公 明) 木下 博信 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 逢澤圭一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 欠
環境農林 (11)	◎杉 田 茂 実 (自 民) ○橋 詰 昌 晃 (公 明)	林 薫 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 松坂 喜浩 (県 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 新井 豪 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 欠
福 祉 保健医療 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○須 賀 昭 夫 (自 民)	野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 伊藤はつみ (共産党) 渡辺 大 (自 民) 小川 寿士 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 石川 忠義 (県 民) 吉良 英敏 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
産業労働 企 業 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○渡 辺 聡一郎 (自 民)	小早川一博 (公 明) 小森 克己 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 渋谷真実子 (自 民) 平松 大佑 (県 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 岡地 優 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 欠
県土都市 整 備 (12)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○戸野部 直 乃 (公 明)	栄 寛美 (自 民) 松本 義明 (自 民) 中川 浩 (改 革) 諸井 真英 (無所属) 宇田川幸夫 (自 民) 細田 善則 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 欠
文 教 (11)	◎高 橋 稔 裕 (自 民) ○保 谷 武 (自 民)	鈴木まさひろ (自 民) 山崎すなお (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 松澤 正 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明)
警 察 危機管理 防 災 (11)	◎小 川 直 志 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	森 伊久磨 (自 民) 金野 桃子 (県 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 浅井 明 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○柿 沼 貴 志 (自 民)	渡辺聡一郎 (自 民) 林 薫 (自 民) 野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾑ) 千葉 達也 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾑ) 萩原 一寿 (公 明) 武内 政文 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	高木 功介 (無所属) 森 伊久磨 (自 民) 東山 徹 (自 民) 松井 弘 (自 民) 井上 航 (県 民) 新井 豪 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾑ) 田村 琢実 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○高 橋 稔 裕 (自 民)	泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾑ) 山崎すなお (共産党) 渋谷真実子 (自 民) 保谷 武 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾑ) 新井 一徳 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 欠
少 子・ 高齢福祉 社会対策 (13)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 鈴木まさひろ (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾑ) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (駐ﾌｵｰﾑ) 中川 浩 (改 革) 浅井 明 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 塩野 正行 (公 明)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
経 済・ 雇用対策 (13)	◎細 田 善 則 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	岡村ゆり子 (県 民) 須賀 昭夫 (自 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 宮崎 吾一 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 日下部伸三 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾑ) 欠
危機管理・ 大規模 災害対策 (13)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	長峰 秀和 (自 民) 小早川一博 (公 明) 金野 桃子 (県 民) 松本 義明 (自 民) 城下のり子 (共産党) 杉田 茂実 (自 民) 阿左美健司 (自 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾑ) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)
人材育成・ 文 化・ スポーツ 振 興 (13)	◎松 澤 正 (自 民) ○小 川 直 志 (自 民)	小森 克己 (駐ﾌｵｰﾑ) 金子 裕太 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 平松 大佑 (県 民) 関根 信明 (自 民) 諸井 真英 (無所属) 木下 博信 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾑ)
八 潮 市 道路陥没 事故調査等 (14)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	渡辺総一郎 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾑ) 伊藤はつみ (共産党) 松坂 喜浩 (県 民) 木下 博信 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 美田 宗亮 (自 民) 松澤 正 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾑ) 荒木 裕介 (自 民) 小島 信昭 (自 民)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに6月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

はじめに、八潮市中央一丁目県道交差点付近で発生した陥没事故について、改めてお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、御家族、関係者の皆様にお悔やみ申し上げます。

事故現場は大変厳しい環境にあり、救出まで約3か月間を要したことはじくじたる思いでございますが、5月16日にキャビンの引き上げを完了したことをもって救出に係る活動が終了したことから、同日、災害対策本部を閉鎖いたしました。

今後につきましては、復旧工法検討委員会の御意見も踏まえ、下水道管の仮復旧については年内を目標として取り組むとともに、令和8年4月の暫定2車線での供用開始に向け、取組を進めてまいります。

また、今回の事故の原因につきましては、第三者の専門家で構成する原因究明委員会を設置し、究明を進めていただいております。その結果を踏まえて再発防止に取り組んでまいります。

併せて、このように前例のない大規模な事故を経験した自治体として、本事案で判明した多くの課題について全国に発信するとともに、国と連携しながら対応し、安心安全な社会の実現を図ってまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第86号議案「令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）」でございます。

まず、高校生等への修学支援の拡充についてです。

国のいわゆる高校無償化の先行措置に係る予算修正に伴い、高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上の世帯の高校生等を対象に高校生等臨時支援金を支給するとともに、高校生等奨学給付金について、国公立高校に通う非課税世帯の第1子の給付

額を第2子以降と同額に増額します。

次に、国の令和6年度補正予算への対応についてです。

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、給付金を支給します。

また、分娩取扱数が減少している分娩取扱施設や入院患者数が減少している小児医療施設に対し給付金を支給するとともに、分娩取扱の継続が困難な産科施設に対し、施設整備費等を補助します。

さらに、医療機関における電子処方箋の導入経費に対し補助するとともに、建築資材の高騰の影響を緩和するため、医療機関の施設整備費に対し、給付金を支給します。

加えて、農業の持続的な発展を図るため、農作業の受託等により農業者の作業負担を軽減するサービスを提供する事業体に対し、スマート農業機械等の導入や専門人材の育成に係る経費を補助します。

この結果、一般会計の補正予算額は58億6,298万8千円となり、既定予算との累計額は、2兆2,367億5,298万8千円となります。

次に、第87号議案「令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

下水道管の破損及び道路陥没の復旧に向けた工事を進めてまいりましたが、事故現場の状況などを踏まえ、事業費の増額が必要となることから、復旧工事費等を計上するものでございます。

また、事故への対応体制の強化を図るため下水道局の職員定数を改定することに伴い、不足が見込まれる給与費を計上するものでございます。

この結果、流域下水道事業会計の補正予算額は、41億1,030万8千円となり、既定予算との累計額は、951億7,451万1千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第93号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、下水道管の破損に起因する道路陥没事故対応の体制を強化するため、下水道局の定数を12人増員するものでございます。

第95号議案「埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例」は、施設の利用状況などを踏まえ、埼玉県立げんきプラザを再編することとし、加須げんきプラザ及

び神川げんきプラザを廃止するものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承をいただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

(令和7年6月24日)

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

国においては、4月25日に米国の関税措置に関する総合対策本部で「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」を取りまとめ、5月27日には物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額を含む3,880億円規模の予備費の使用を閣議決定したところです。

本県においても、この国の緊急対応パッケージに迅速に対応し、エネルギー価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者を支援するため、当面緊急に対応すべき事業について補正予算案を編成したものでございます。

今回の補正予算案では、物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に対する緊急支援として、国が低圧・高圧電力及び都市ガス料金の支援を夏場の3か月間において実施することを踏まえ、国の負担軽減策の対象となっていない特別高圧電力及びL Pガスについて同期間の支援を行うことといたしました。

以下、補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、一般消費者等に対しては、L Pガス料金の高騰による負担を軽減するため、販売事業者を通じ、価格高騰の影響分の一部を補助します。

また、医療施設、福祉施設、私立学校等に対しては、高騰している特別高圧電力価格及びL Pガス価格の影響を緩和するため、価格高騰の影響分を補助します。

さらに、工場や大型商業施設のテナントなど、特別高圧電力を使用している中小企業等に対しては、価格高騰の影響を緩和するため、高圧電力における国の支援と同等分を補助します。

この結果、一般会計の補正予算額は34億4,173万4千円となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第1号を合わせた累計額は、2兆2,401億9,472万2千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

6月定例会における地方自治法第121条
第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕
副知事	堀光敦史
副知事	山崎達也
副知事	伊藤高
企画財政部長	都丸久
総務部長	表久仁和
県民生活部長	横内ゆり
危機管理防災部長	武澤安彦
環境部長	堀口幸生
福祉部長	岸田正寿
保健医療部長	縄田敬子
産業労働部長	野尻一敏
農林部長	竹詰一
県土整備部長	吉澤隆
都市整備部長	伊田恒弘
会計管理者	岩崎寿美子
公営企業管理者	板東博之
下水道事業管理者	北田健夫
下水道局長	吉田薫
教育長	日吉亨
選挙管理委員会委員長	長峰宏芳
人事委員会委員長	池本誠司
同事務局長	片桐徹也
公安委員会委員長	原敏成
警察本部長	野井祐一
同総務部長	橋本昭文
労働委員会会長	甲原裕子
同事務局長	久保佳代子
監査委員	間嶋順一
監査委員	小笠原薫子
同事務局長	小松原誠
収用委員会会長	久保村康史
内水面漁場管理委員会会長	佐野元彦

質 疑 質 問

6月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党10人、民主フォーラム2人、公明党1人、無所属県民会議1人、共産党1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

一般質問

6月18日

自	民	内	沼	博	史	議員
民主フォーラム		小	川	寿	士	議員
公	明	萩	原	一	寿	議員

6月19日

自	民	松	本	義	明	議員
県	民	金	野	桃	子	議員
自	民	林			薫	議員

6月20日

自	民	金	子	裕	太	議員
共	産	伊	藤	はつみ		議員
自	民	森		伊久磨		議員

6月23日

自	民	松	井		弘	議員
民主フォーラム		野	本	怜	子	議員
自	民	渡	辺		大	議員

6月24日

自	民	関	根	信	明	議員
自	民	浅	井		明	議員
自	民	新	井		豪	議員

自由民主党

内 沼 博 史 議員



- 1 八潮市道路陥没事故に関する県の対応について
 - (1) 初動における連携強化と総合調整体制の構築について
 - (2) 情報発信とマスコミ対応について
 - (3) 迅速な支援要請について
 - (4) 補償制度について
 - (5) 具体的な補償について
 - (6) 市町への維持管理負担金への転嫁について
 - (7) 今後の整備計画について
 - (8) 再発防止に向けて
- 2 白岡市役所火災に関する県の対応について
 - (1) 白岡市役所の復旧に向けた中長期的な支援について
 - (2) 基礎自治体が非常時の県のバックアップ機能について
 - (3) 県内市町村への事故防止策について
- 3 埼玉県西部地域5市（所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市）への防災庁設置にかかる国への要望について
- 4 第75回全国植樹祭について
- 5 林業問題について
 - (1) 森林環境譲与税の活用について
 - (2) 県産木材の流通と集積地について
- 6 埼玉版スーパー・シティプロジェクトについて
 - (1) 民間事業者の参画について
 - (2) 優れた事例の横展開について
- 7 消防指令業務の共同運用と消防の広域化について
- 8 ケアラー支援について
 - (1) ケアラー支援の更なる推進について
 - (2) ヤングケアラー・若者ケアラー支援の更なる推進について
- 9 地元問題
一 県道飯能下名栗線の整備について一

民主フォーラム

小 川 寿 士 議員



- 1 小学生など子供の交通安全対策について

- 2 医療保険制度の見直しについて
- 3 乳幼児揺さぶられ症候群への対応について
 - (1) 国の通知を受けての県の対応の見直しの状況について
 - (2) セカンドオピニオンに対する対応について
- 4 埼玉県特別支援教育推進計画について
 - (1) さいたま市内の児童生徒が通う知的障害特別支援学校における過密状況の環境改善について
 - (2) 埼玉県とさいたま市による教員の人事交流について
 - (3) 特別支援学校卒業後の進路相談支援について
 - (4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実について
 - ア 医療的ケア児の通学支援について
 - イ 医療的ケアを必要とする子供の給食におけるシリンジ注入について
- 5 障害者・障害児に対する計画相談支援について
 - (1) 県内の計画相談支援事業所及び相談支援専門員の充足状況について
 - (2) 研修制度の充実、国の報酬体系の問題に対する取組について
 - (3) 障害者・障害児相談支援体制の構築について

公明党

萩 原 一 寿 議員



- 1 八潮市内の道路陥没事故について
 - (1) 初動の動きについて
 - (2) 異臭への対応について
 - (3) 補償に関する対応について
 - (4) 点検について
- 2 賃上げに向けた取組について
 - (1) 価格転嫁への取組について
 - (2) 中小企業の生産性向上について
 - (3) 保育士の処遇改善について
- 3 人手不足対策について
 - (1) 建設業の人材確保への取組について
 - (2) バス事業者に対する支援について
- 4 学校給食費の無償化について
- 5 ホームドアの設置について
- 6 緑の産業の振興について
- 7 リチウムイオン電池について

自由民主党

松 本 義 明 議員



- 1 ポテンシャルを活かした「投資する県庁」について
 - (1) 予算編成における投資的事業の位置付け
 - (2) 市町村と連携した産業団地開発の促進
 - (3) 県の持続的発展に向けた産業基盤づくり
 - ア 県産業団地の開発方針
 - イ 積極的な県産業団地の整備推進を
- 2 「住むなら埼玉」について
 - (1) 子育て世代に向けた戦略的な展開
 - (2) 二地域居住の戦略的な展開
- 3 「働くなら埼玉」について
 - (1) 多様な働き方実践企業認定制度の更なる周知
 - (2) 雇用につながる多様な働き方実践企業認定制度へ
- 4 共生社会づくりの実現について
 - (1) 外国人留学生に対する更なる支援
 - (2) 「障がい者雇用ビジネス」の課題
 - (3) 身体障害者補助犬への理解促進
- 5 多摩都市モノレールの延伸について
 - (1) 延伸に向けた現在の進捗状況
 - (2) 次期答申に向けた今後の取組

- 5 日本語支援員について
- 6 警察行政について
 - (1) 歩車分離信号の新設・変更時における視覚障がい者への配慮を
 - (2) 一方通行解除をする際、第三者が確認できる方法を
- 7 療育手帳の判定について
- 8 弱視・視覚障がい者のための投票用紙補助具の導入について
- 9 女性起業支援について
 - (1) 実行環境の整備支援を
 - (2) 継続支援としての表彰・評価制度を
- 10 女性の就業支援について
- 11 DXの推進について
 - (1) 「デジタル県庁」の推進を
 - (2) 市町村との連携を
- 12 市町村への権限移譲について
 - (1) 移譲が進まない事務についてDXの活用を
 - (2) 市から県への権限の返還は
- 13 合併浄化槽について
 - (1) 受検率向上に向けて更なる対策を
 - (2) 関係団体等との連携を
- 14 地元問題について
 - (1) 笹目川排水機場及び(仮称)戸田公園樋門の今後の整備と運用について
 - (2) 荒川水循環センター内遊歩道の整備を
 - (3) 県営戸田公園内第一艇庫及び空き地の利活用を

無所属県民会議

金 野 桃 子 議員



- 1 東京2025デフリンピックについて
 - (1) デフリンピックに向けた取組を
 - (2) 選手への激励と今後の期待は
- 2 特別支援教育について
 - (1) 今後の入学者数の見込み及び供用開始までの見通しは
 - (2) 「県立和光南特別支援学校改築検討委員会」の設置を
 - (3) 給料の調整額を減額する見直しが行われた場合の県の対応は
- 3 県立高校のエアコン設置について
 - (1) 今後の設置見込みは
 - (2) 設置の順番の方針を
- 4 県立けやき特別支援学校での別室入試について

自由民主党

林 薫 議員



- 1 国際情勢・経済動向を踏まえた中小企業支援策の在り方
 - (1) トランプ関税に対する対応
 - (2) 経済環境の変化に対応した企業支援の方針
 - (3) 物価高／賃上げ／価格転嫁
 - (4) 仮称「SAITAMAロボティクスセンター」について～「ロボット産業」のテーマは産業用ロボットから一般社会で実用的なロボットに～
 - ア 仮称「SAITAMAロボティクスセンター」の強み
 - イ 仮称「SAITAMAロボティクスセンター」への企業誘致の具体策
 - (5) 埼玉県への企業誘致における市町村との連携
 - (6) 中小企業支援策の情報提供における「チャネル戦略」

- (7) 埼玉県の実績は経営革新計画承認数日本一
- (8) 開業を目前に控えた渋沢M I X
- (9) 埼玉県の日本酒を海外に輸出する
- 2 公共工事の不調・不落について
- 3 外国免許切替制度の厳格化
 - (1) 外免切替の手續と合格率
 - (2) 事故発生率
- 4 実際の生活感覚に即した多文化共生社会を目指すべき
- 5 データベースとしての行政組織
 - (1) オープンデータとしての行政機関
 - (2) 埼玉県には市町村が多い（第3位）ことを活かす
 - (3) 埼玉県庁内の名刺管理
- 6 製本された書籍が陳列された学校図書館の重要性の再発見
- 7 小中学生の自殺防止対策
 - (1) 原因
 - (2) 対策
 - (3) 社会全体での取組
- 8 校歌指導などの学校行事の見直しにかかる教育委員会の考えについて
 - (1) 高校の学校行事の在り方について
 - (2) 高校の学校行事に高校生が主体的に関わる重要性
- 9 高校授業料無償化に伴う公立高校振興
- 10 保護者等による任意での県立高校の教育活動への支援について
- 11 幼児教育をめぐる制度の現状について
- 12 市民団体の活動実態の把握
- 13 都市部にも有害鳥獣が出没する事態を踏まえた長瀬射撃場の重要性
- 14 別所沼会館の閉館後の計画

自由民主党

金子裕太議員



- 1 D Xの推進について
 - (1) 埼玉県におけるD X推進について
 - (2) A Iの活用と市町村連携について
 - ア 市町村への横展開について
 - イ 市町村の財政的な負担軽減について
- 2 小規模事業者のデジタル化支援について
 - (1) K P Iの見直しと実態把握の強化について
 - (2) 業種別・課題別に支援内容をカスタマイズする仕組みについて
 - (3) 伴走支援の実効性を高める制度設計について
- 3 バーチャル埼玉の今後の方向性について

- (1) 県民が求める機能の実装について
- (2) 県民スパンの在り方について
- (3) 成果指標の明確化と機能の選択と集中について
- 4 I C T教育推進について
 - (1) 教育データ利活用を見据えたネットワーク整備の設計について
 - (2) ネットワークおよび校務支援システムの共同調達について
- 5 持続可能な子どもの居場所の構築について
- 6 ファシリティドッグの導入促進について
 - (1) 動物介在支援の効果について
 - (2) ファシリティドッグの導入について
 - (3) 国への働きかけについて
- 7 オンラインカジノへの対策強化について
 - (1) オンラインカジノの違法性に関する認知向上と周知・啓発について
 - ア 現状と対策について
 - イ 学校現場における周知・啓発について
 - (2) ネット公告・SNSでの誘導の実態と対応について
- 8 クビアカツヤカミキリによる桜の被害と植替え等への支援について
- 9 県道鎌塚鴻巣線榛名陸橋（北）交差点の渋滞対策について

共産党

伊藤 はつみ 議員



- 1 八潮道路陥没事故を二度と繰り返さないために
 - (1) 八潮の道路陥没事故は防げなかったのか？
 - (2) 全国特別重点調査について
 - (3) 打音点検について
 - (4) 被害補償について
 - (5) 地元地域に維持管理負担金減免を
- 2 県の直接支援で労働者の手取りを増やせ
 - (1) 県の中小事業者支援の効果
 - (2) 中小事業者支援事業の創設
- 3 公契約条例で手取りを増やせ
 - (1) 公契約条例に関する庁内研究会の進捗と研究内容
 - (2) 賃金実態調査を県が実施すべき
 - (3) 公契約条例制定で賃金保障を
 - (4) 公契約条例の研究について
- 4 農業者支援でおいしい埼玉県産米の増産を
 - (1) 米の増産計画について
 - (2) 米不足といいながら転作支援
 - (3) 米の備蓄倉庫を増やせ

- (4) 農業予算倍増を
- 5 県内福祉施設経営にあたたかい支援を
 - (1) 訪問介護問題は地域の存続問題
 - ア 地域から訪問介護がなくなってしまう
 - イ 訪問介護の危機は地域存続の危機
 - ウ 不公平な報酬改定見直しを
 - (2) 子どもたちに笑顔を、保育所運営にあたたかい支援を
 - ア 障害児加算廃止は撤回を
 - イ 不交付団体の加算
 - ウ 1歳児加算に条件づけ
- 6 補聴器助成制度や聞こえのバリアフリーの拡充を
 - (1) 補聴器助成制度の創設を
 - (2) 聴力の衰えの早期発見・早期対応が必要
 - (3) 聞こえの相談事業
 - (4) 補聴器の調整の助言を
 - (5) ヒアリンググループを広げる取組を
 - (6) ヒアリンググループの周知を
- 7 速度30キロ以下で命が救われる
 - (1) 悲惨な事故を防ぐために
 - (2) 生活道路の法定速度が30キロに
 - (3) 中央線がない道路の標識

自由民主党

森 伊久磨 議員



- 1 地域未来投資促進法による市街化調整区域の活用について
 - (1) 本県での活用実績について
 - (2) 活用推進に向けた市町村への働き掛けについて
 - (3) 市街化調整区域の今後の活用について
- 2 企業誘致の新戦略について
 - (1) 具体的なアプローチについて
 - (2) 外国企業の誘致実績について
 - (3) 民間施工の産業団地への企業誘致について
 - (4) 企業誘致に対する具体的な戦術について
- 3 教職員の懲戒について
 - (1) 近年の処分状況について
 - (2) 他県で処分を受けた教員の採用について
 - (3) 再発防止に向けた取組・対策について
- 4 学校の安全性について
 - (1) 学校における安全対策について
 - (2) スクールガードの更なる活用について
- 5 消防広域化について
 - (1) 小規模消防本部の体制強化について

- (2) 八潮市道路陥没事故の消防広域化推進計画への影響について
- (3) 消防広域化推進計画の推進について
- 6 埼玉県品の返品付きふるさと納税事業について
- 7 見沼代用水開削300周年に向けた市町村等への支援について
 - (1) 市町村への支援について
 - (2) 緑のヘルシーロードの標識の統一について
- 8 SNSによる誹謗中傷について
 - (1) 法整備による効果について
 - (2) 具体的な処理事例について
- 9 地元問題について
 - (1) 蓮田スマートインターチェンジの整備について
 - (2) 県道蓮田鴻巣線の整備について
 - (3) 県道蓮田杉戸線黒浜バイパスの整備について

自由民主党

松井 弘 議員



- 1 県の魅力発信について
- 2 県産木材流通について
- 3 返礼品付ふるさと納税について
- 4 商店街の空き店舗対策・活性化支援について
- 5 県立障害者歯科診療所の整備について
- 6 埼玉県長瀬射撃場の整備について
- 7 石綿（アスベスト）除去における補助について
- 8 地元問題について
 - (1) 国道254号和光富士見バイパス整備における雨水排水対策について
 - (2) 黒目川堤防遊歩道整備について

民主フォーラム

野本 怜子 議員



- 1 就職氷河期世代の今
 - (1) 知事部局の職員採用について
 - (2) 小中学校事務職員の採用について
- 2 県庁舎再整備について
- 3 県庁組織のジェンダー主流化を

- (1) 部局別女性管理職割合について
- (2) 目詰まりがどこにあるかのチェックを
- 4 安心な医療体制構築に向けて
 - (1) 総合診療医を増やす取組を
 - (2) 遠隔診療から始まる医師不足対策
- 5 子供たちの居場所支援について
 - (1) フリースクールについて
 - ア 家庭への支援
 - イ 事業者への支援
 - (2) 校内教育支援センターについて
 - (3) メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援事業について
 - ア 市町村が参加しやすい工夫を
 - イ 保護者等の交流の場としての機能を
- 6 「渋沢MIX」について
 - (1) 「渋沢MIX」の目指すスタートアップ支援拠点の姿は？
 - (2) 官民共創によるスタートアップ支援について
 - ア レベニューシェアを見据えた県のリソース提供について
 - イ ジェトロの活用について
 - ウ ソーシャル・インパクト・ファンドについて
 - (3) 埼玉県で羽ばたいてもらうために
- 7 再生可能エネルギーの比率を高めるために
 - (1) 温室効果ガス削減目標について
 - (2) 埼玉県の再生可能エネルギー比率目標について
 - (3) 遊休農地を利用した営農型太陽光発電について
- 8 埼玉県の防災力向上のために
 - (1) ジェンダーの視点による避難所開設・運営を市町村へ浸透させるために
 - (2) 中間支援組織「彩の国会議」との連携を

自由民主党

渡 辺 大 議 員



- 1 介護施設の改修に対する支援について
 - (1) 老朽化した介護施設・事業所の建替え支援について
 - (2) 施設内のエレベーターの更新について
 - ア 更新に係る県の支援について
 - イ 工事期間中における入居者へのケアについて
- 2 介護支援専門員（ケアマネ）に対する支援
 - (1) ケアマネの処遇についての県としての支援について
 - (2) 居宅介護支援事業所における業務負荷の軽減について
 - ア 業務効率化に向けた取組について

- イ 困難ケースへの対応について
- ウ 身寄りのない方へのサポートについて
- (3) ケース分配の透明性、公平性を高めるための対策について
- (4) ケアマネ更新研修の負担軽減について
- 3 訪問介護事業所等への支援強化
 - (1) 移動時間への支援や報酬に対する県独自の支援策について
 - (2) 介護職の人材確保について
 - (3) 埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業補助金について
- 4 #8000、#7119をもっと実効的に
- 5 県庁内の公益通報者保護制度について
- 6 カムバック採用、おかえり採用について
 - (1) 県教員のカムバック採用、おかえり採用について
 - (2) 県職員のカムバック採用、おかえり採用について
- 7 県立高校入試におけるD A方式での併願制導入について
- 8 進学指導重点校制度の導入について
- 9 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の不適用について
- 10 河川堤防への除草剤散布の可否と安全性
- 11 県道拡幅などの機動的効率的実施について
- 12 三芳町（仮称）地域活性化発信交流拠点について

自由民主党

関 根 信 明 議 員



- 1 県有施設ファシリティマネジメント等について
 - (1) 県有資産総合管理方針の見直しについて
 - (2) 地方庁舎の整備について
 - (3) 庁舎・公のマネジメント方針について
 - ア 庁舎・公の施設マネジメント方針に基づく維持管理の進捗状況について
 - イ 施設の維持管理に関する一元管理について
- 2 大宮公園の整備等について
 - (1) 大宮公園内バス専用駐車場の整備について
 - ア 県立歴史と民俗の博物館専用バス駐車場整備、確保について
 - イ 大宮公園内にある跡地の利活用について
 - (2) 大宮スーパー・ボールパーク構想以外の大宮公園整備と今後の展開について
 - ア 大宮公園サクラ活性化対策の状況について
 - イ 県として大宮公園開設140周年をどのように展開していくのか

ウ 大宮公園の更なる魅力アップについて

3 SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺及び特殊詐欺撲滅への対策について

(1) SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺撲滅への今後の取組について

(2) SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺及び特殊詐欺撲滅に向けた警察、各企業、団体との連携強化について

4 大災害への対応について

(1) 埼玉版FEMAでの火山噴火への対応について

(2) 火山降灰の処理について

(3) 降灰による被害状況の把握及び情報伝達について

(4) 南海トラフ地震など大規模地震災害での県外避難者（広域避難者）受入体制について

(5) 災害時における燃料調達・確保について

5 受動喫煙対策等について

(1) 分煙施設設置に対する県の考え方について

ア 望まない受動喫煙対策の県の取組について

イ 分煙施設設置に対する県の考え方について

(2) 主要駅での分煙化対策について

ア 主要駅における喫煙場所設置状況について

イ 主要駅での公衆喫煙所未設置の関係市への県の対応について

(3) 分煙施設等の整備について

ア 民間施設に整備する分煙化対策施設への補助の考え方について

イ 分煙室設置に係る特別交付税措置に関する県の考え方について

6 埼玉県物産館について

(1) 埼玉県物産観光館「そぴあ」の売上の現状と今後について

(2) 物産観光プロモーションの実施について

(3) 「そぴあ」以外の場所、県内各地で県産品の販売拡大を図る方策について

7 一級河川鴨川の治水機能と歩行空間の確保について

(1) 浚渫及び堤防の修繕の取組状況と今後の予定について

(2) 快適な歩行空間の確保について

自由民主党

浅井 明 議員



1 県庁舎建替えに伴う現在地の活用について

2 武力攻撃事態（ミサイル攻撃）への対処としての避難所の整備について（シェルター建設）

3 ペロブスカイト太陽電池について

4 新方川流域における埼玉県による新規調節池及び越谷市による新規雨水貯留施設の整備について

5 埼玉県の米作政策について

6 働き方改革から働きたい改革へのシフトについて

(1) 県職員の副業・兼業推進について

(2) 県内企業における副業・兼業について

7 地元問題について

(1) 県道越谷流山線の無電柱化について

(2) 都市計画道路浦和野田線について

(3) 都市計画道路越谷市役所通り線について

自由民主党

新井 豪 議員



1 大災害時における帰宅困難者対策と防災備蓄について

(1) 帰宅困難者対策の現状について

(2) 民間による帰宅困難者一時滞在施設における備蓄品購入支援について

(3) 防災備蓄の啓発について

2 委託業務について

(1) 新聞報道について

(2) 委託先からの情報提供の現状について

(3) 地元の意見について

(4) 委託先からの情報提供の今後について

3 有識者会議、検討委員会、審議委員会、専門家会議などの諮問機関の在り方について

(1) 専門家会議の委員の選定について

(2) 諮問機関の委員選定の客観的な確認について

4 「活樹」のためのCLT工法の普及について

(1) CLT工法の活用と普及について

(2) CLT製造工場の誘致について

5 医師が不足し高度医療施設が無い医療圏の危機について

- (1) 高度急性期医療の必要病床について
 - (2) 医師の偏在について
 - (3) 秩父医療圏の将来について
- 6 小学校で行われている「生い立ちを振り返る授業」について
- (1) 配慮がされていない現状について
 - (2) この授業の今後について
- 7 「ワンヘルス」の啓発と推進について
- (1) 保健医療部の役割について
 - (2) 環境部の役割について
 - (3) 農林部の役割について
- 8 上水道事業の広域化について
- (1) 広域化の必要性について
 - (2) 広域化の目指すべき姿について
- 9 地元問題について
- (1) 仮称・定峰峠トンネルについて
 - (2) 長瀬射撃場の整備について

委員長報告

[目 次]

常任委員会

企 画 財 政	22
総 務 県 民 生 活	23
環 境 農 林	23
福 祉 保 健 医 療	24
産 業 労 働 企 業	24
県 土 都 市 整 備	25
文 教	25
警察危機管理防災	26

特別委員会

自然再生・循環社会対策	26
地方創生・行財政改革	27
公 社 事 業 対 策	27
少子・高齢福祉社会対策	28
経 済 ・ 雇 用 対 策	29
危機管理・大規模災害対策	29
人材育成・文化・スポーツ振興	30
八潮市道路陥没事故調査等	30

企 画 財 政 委員長報告

委員長 千 葉 達 也



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第86号議案について、「高等学校等修学支援事業費補助金は臨時的措置とのことだが、次年度以降は財源がどうなっていくのか」との質疑に対し、「今回、これまで所得制限により就学支援金を受給していなかった世帯を対象に、臨時支援金を支給する事業として新たに措置をされたものである。令和8年度以降は既存の補助金の一つになっていくものと考えているが、現在、国で制度を検討中であるため、引き続き状況を注視していく」との答弁がありました。

次に、第101号議案について、「L P ガスの支援に関して、レシートに値引き額が書かれているが、かなり細かく、実際に補助があったことが県民には伝わりづらいのではないかと。また、どのような施策効果があったと認識しているのか」との質疑に対し、「レシートの印字は、事業者に対応していただくことになるが、各所管課や協会などを通じて施策を講じていることをPRし、県民に料金が引き下げられている効果を実感していただけるよう対応していく。また、施策効果としては、実際に一般消費者の支払料金が明確に下がっており、料金負担の軽減に直接的な効果があると考えている」との答弁がありました。

このほか、第89号議案についても活発な論議がなされ、第88号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

委員長 阿左美 健 司



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第90号議案について、「条例改正後、部分休業の取得のニーズが高まると思うが、どのように想定しているのか」との質疑に対し、「1年につき10日相当の範囲内での取得が選択できるようになり、職員にアンケートを行ったところ、約7割が利用する可能性があると回答した。配偶者の入院などの突発事項に対して使用できるというニーズがあると考えている」との答弁がありました。

次に、第101号議案について、「私立学校運営費補助に関して、1校当たりの補助額に対し、学校側の事務手続の負担を考えると意味がないものにならないか危惧しており、適切かつ簡素な手続にする必要があると思うが、どのように考えているのか。また、申請者に対して手続を簡素にすることが、県職員の負担を減らすことにもつながると思うが、どのように工夫するのか」との質疑に対し、「学校の事務が必要以上に負担にならないように、例年支払っている運営費補助金に上乗せして支給することで、学校からの個別申請は不要という形で対応する。また、県では、昨年度もこのような物価高騰対策の補助を実施していることから、少しでも効率的になるよう、計算を簡素にし、迅速な支給ができるように進めていく」との答弁がありました。

このほか、第86号議案、第91号議案及び第99号議案についても、活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」、「令和7年度における指定管理者の選定について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

委員長 杉 田 茂 実



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第86号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県農業支援サービス緊急対策事業について、事業主体の農業支援サービス事業体とは具体的にどのようなものか。また、県内にどのくらい事業体があるのか」との質疑に対し、「農業者から対価を得て農作業を代行する作業受託や、レンタルなどの手段により農業機械を提供するといった農業支援サービス事業を実施しているもののほか、本事業を活用してサービス事業を実施しようとするものである。また、農業支援サービス事業体の数は把握していないが、2020年の農林業センサスの中で、農作業を受託した耕種部門の経営体数は、県内に1,143ある」との答弁がありました。

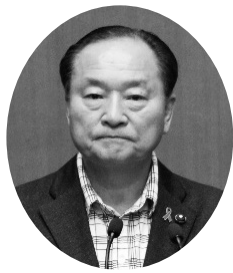
また、「今回の緊急対策では約1,200万円を補助する予定であるが、どのような規模で、どのような効果があるの見込んでいるのか」との質疑に対し、「スマート農業機械等導入支援では、4件のサービス事業体合計で47.75ヘクタール、農業支援サービス事業育成対策では、3件のサービス事業体合計で45.85ヘクタールのサービス提供面積の拡大を目標設定している。各地域で農業支援サービス事業体が育成されれば、高齢化などで生産者の減少が進む中でも、農作物の収量や品質、作付面積など、生産水準の維持につながる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、農林部及び環境部から、それぞれ「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」並びに「令和7年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

委員長 関 根 信 明



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第101号議案について、「物価高騰で施設の方が疲弊しており、早く申請受付を開始すべきと考えるが、高齢者施設について、補助金の周知や申請スケジュール、申請手続の負担軽減についてどう考えているのか」との質疑に対し、「各事業者団体や県ホームページ『さいたま介護ねっと』を通じた周知等を予定している。スケジュールについては、予算成立後、速やかに申請受付の準備を始め、補助金の交付時期は10月以降になると想定している。また、申請手続の負担軽減のため、前回同様に電子申請フォームを用意し、さらに、二度目の申請を行う事業所については、一部の添付書類を不要とする」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第86号議案について、「病床数適正化支援事業に関して、病床削減100床とあるが、どう配分するのか。また、地域医療構想との整合性を考慮しているのか」との質疑に対し、「国からの内示に付された条件に該当する医療機関は、8病院58床である。残りの42床は、国からの追加内示を踏まえながら配分を考えていく。地域医療構想との整合性について、今回該当する58床は、30床が急性期病床、28床が精神病床であり、県全体として過剰とされている病床機能であるので、地域医療構想を考慮したものになっている。一方で、今後の追加内示については、地域医療構想との整合性を各地域で検討する必要があるので、地域医療構想調整会議で意見を伺いながら進めていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第22号議案「埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「現状、条例の対象となる県内の入居定員2人以上4人以下の施設は、どの程度存在するのか。その上で、今回条例を改正する必要があるのか」との質疑に対し、「現状、条例の対象となる施設はない。しかし、

社会福祉法の規定を逃れるために、入居定員をあえて5人に満たない施設にする事業者が現れる可能性に備えて、未然に防ぐためにも、本条例の改正が必要である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第22号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、福祉部及び保健医療部からそれぞれ、「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」、福祉部から「令和7年度における指定管理者の選定について」、予算特別委員会の附帯決議に関連して、保健医療部から「順天堂大学附属病院整備の撤退に伴う対応について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 松 井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第101号議案について、「特別高圧電力を使用している中小企業等に対する補助額は約2億2,800万円であるが、支援の対象となる中小企業等はどの程度の数を想定しているのか。また、過去の支援実績から、その支援対象者数が適切であると考えているのか」との質疑に対し、「支援対象数について、工場は16者、工業団地は2か所、オフィスのテナントは15者、商業施設内のテナントは850者を想定している。令和5年度の実績を基に対象者数を想定しており、また、電気使用量の上振れに備えて積算しているため、適切に措置している」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第92号議案について、「職員の部分休業の取得方法拡大は、職員にとってどのような効果が期待されるのか。また、民間、特に中小企業の働き方に生かすためにも、部分休業にどのような可能性を期待するのか」との質疑に対し、「部分休業の取得方法が拡大されることで、より柔軟な働き方や仕事と育児の両立が可能となり、高いモチベーションを維持しながら働き続けることが期待される。また、中小企業では、ワーク・ライフ・バランスが改善し、従業員の満足度や定着率が向上することに加えて、企業イメージも向上し、優秀な人材の獲得や取引先等からの信頼の獲得につながる

ことが期待される」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」、「令和7年度における指定管理者の選定について」及び「カスタマーハラスメント防止条例（仮称）骨子案について」、企業局から「強靱な県営水道の構築」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 柿 沼 貴 志



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、下水道局関係では、第87号議案について、「本年2月定例会で90億円の補正を行ったが、今回更に金額が増加する事情は何か」との質疑に対し、「八潮市道路陥没事故の復旧においては、復旧工法検討委員会の意見も踏まえ検討を進めてきたが、当初予定していなかった地盤改良や臭気、騒音を軽減する工事を実施する必要がある、現在の予算額では不足が見込まれた。また、工事に伴う補償対応や既定予算で対応した工事の不足額についても計上している」との答弁がありました。

次に、第93号議案について、「本年4月に10名の職員を増員して、今回更に定数を増やす経緯と理由は何か」との質疑に対し、「10名を増員し、下水道管の復旧工事、再発防止対策を推進するための体制強化を図ってきた。今後は、近隣住民や周辺事業者への補償対応を更に進めるため、職員の増員が必要である」との答弁がありました。

このほか、第86号議案及び第94号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、第86号議案については多数をもって、第87号議案、第93号議案及び第94号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「河川整備計画の変更について」質問が行われました。

その中で、「近年、河川整備計画を変更した笹目川と

新方川について、新たな大規模河川施設の事業完了時期はいつになるのか」との質問に対し、「笹目川は、（仮称）戸田公園樋門と笹目川排水機場のポンプが二つの大規模河川施設であり、事業期間の令和13年までの完成を目指して取り組んでいる。新方川は、新しい調節池のための用地取得が必要であり、完成時期は現時点で明確にすることはできない。ただし、両施設とも、大規模浸水被害を受け事業化されたものであるため、スピード感をもって整備を進めていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「指定管理者等に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」並びに「令和7年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画の概要について」、県土整備部から「埼玉県の道づくり」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告

委員長 高 橋 稔 裕



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第95号議案について、「げんきプラザで想定している林間学校の利用について、県内市町村設置施設の廃止が続く中、げんきプラザの利用価値も今後見込めないのか」との質疑に対し、「体験活動の重要性は非常にあるが、人口減少などにより、利用者の増加を見込むことは難しいと考えている」との答弁がありました。

また、「加須げんきプラザは令和元年度に大規模改修したばかりで廃止となるが、他のげんきプラザを含めて、今後、中学校部活動の地域移行で利用していくことなどは考えていくのか」との質疑に対し、「加須げんきプラザで実施した改修は、施設維持に必要なものであったと考えるが、毎年度の管理費や多額の改修費が見込まれることから、機能面及び適正規模の視点を重視して、再編整備を進めている。また、部活動の地域移行での利用など、今後の利活用については、地元などの話を聞きながら、検討を進めていく」との答弁がありました。

このほか、第86号議案、第96号議案、第97号議案及び第100号議案についても、活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第95号議案に反対の立場から、「本施設の廃止が県民、こどもたちの活動

機会の減少に直結すること、本施設は日帰りでの利用ニーズがあることから反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、第95号議案については多数をもって、第86号議案、第96号議案、第97号議案及び第100号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「防災拠点校に整備した体育館空調の使用について」質問が行われました。

その中で、「体育館空調の運用通知では、平時の利用について、熱中症警戒アラート発表時の授業等での使用に限定しているが、学校現場の暑さ指数等を基に、柔軟に運用できないか」との質問に対し、「体育館での暑さ指数の測定結果が熱中症警戒アラートの基準に相当すれば、アラートが発表されていなくとも空調使用が可能であることを運用通知で示し、周知していく」との答弁がありました。

また、「防災拠点校を除くほかの学校について、今後どのような暑さ対策を実施していくのか」との質問に対し、「エアコンの整備については、今後、財源などの見通しを立てながら引き続き検討し、それまでの間は何らかの暑さ対策ができないか、しっかりと検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」並びに「令和7年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

委員長 小 川 直 志



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第98号議案について、「スカートの廃止に関して、他都道府県も同様に条例改正を行っているのか。また、女性職員の意見も反映させた結果なのか」との質疑に対し、「国家公安委員会の『警察官の服制に関する規則』からスカートが削除されたため、条例にスカートと明記されている都道府県は、本県同様に削除するものと認識している。また、本県では、令和4年3月にスカートの支給を停止しているが、当時のアンケートでは、スカートは必要ないという回答が97.5%で

あった」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第101号議案について、「液化石油ガス価格高騰対策支援事業費に関して、これまでの執行率の変化と、それを踏まえた上で県外事業者に対してどのように周知しているのか。また、執行率を高める工夫はどのようなものか」との質疑に対し、「執行率は、第1回目は88%、第2回目は89%であり、県外の事業者に対しては、ホームページやSNSで周知するとともに、他都県のLPガス協会などにも周知を依頼し、幅広く協力を呼び掛けていく。また、執行率を高めるために、3回目からは電子申請フォームで24時間受付をできるように変更した。今後、電子申請ができない事業者には、紙申請も案内しつつ、手紙や電話などで強く活用を呼び掛けていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」並びに「令和7年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 内 沼 博 史



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「自然環境の保全・再生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「浄化槽の法定検査受検率が全国平均の半分以下であるが、向上策にある浄化槽台帳の充実や維持管理データの連携とは、具体的にどのようなことか」との質問に対し、「令和3年度に浄化槽の維持管理データを浄化槽台帳と連携させるシステムを整備し、民間事業者から、法定検査、保守点検及び清掃情報を取り入れている。このデータを活用して、単独処理浄化槽使用者への転換の働き掛けや法定検査を受検してない方への通知の効果

的な実施など、浄化槽の適正管理を推進していく」との答弁がありました。

次に、「こども動物自然公園内につくられる予定であったシラコバトの飼育舎は、令和6年度から繰り越されたが、今年度は完成するのか。また、シラコバトは数が減っているにもかかわらず、11年間保護計画の再策定がされていないが、今年度中に策定されるのか」との質問に対し、「シラコバト飼育舎は、現在発注事務の手続を進めており、今年度中に完成する見込みである。また、シラコバト保護計画は、専門家検討委員会も精力的に開催する予定であり、これまで頂いた様々な意見を集約して、今年度中に保護計画を策定できるよう取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、「野生動植物の保護・管理や河川環境の保全について、重要であると認識しているならば、即時対応すべきであり、市町村の担当者や現場の方と、県の思いを共有して取り組むべきではないか」との質問に対し、「野生生物の保護や水質の保全は、いずれも生命に関わる重大な案件である。まずは、現場や市町村関係者と心をつなげてスピード感を持って対応する」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「市町村への権限移譲について、市町村の意向をどの程度踏まえ、どのように反映させているのか。また、市町村が望まない権限移譲もあるかと思うが、フォローアップなど細かな支援はできているのか」との質問に対し、「年度当初に行う市町村担当者向け説明会にお

いて、概要資料を提供し、受入事務の理解を深めてもらい、検討いただいている。夏には、全市町村を対象に個別に意見交換を行い、意見や要望を丁寧に把握し、課題を発見し対応している。また、市町村からの手挙げ方式により権限移譲を行っているため、市町村が望まない権限移譲は基本的にはないが、移譲後の状況に応じて、マニュアルの配布や県職員の派遣など様々な支援を行っている」との答弁がありました。

次に、「二地域居住について、国の財政支援が始まっているが、県の移住施策においてはどのような位置付けで取り組んでいくのか」との質問に対し、「移住施策の一環として、二地域居住に活用できるお試し住宅の整備などに対して、ふるさと創造資金による財政支援を行ってきた。二地域居住は、地域経済活性化などのメリットがある一方、行政サービスに対する税負担といった課題もあり、実施主体となる市町村の意向が重要となる。国の動向や市町村の意向を踏まえた上で、二地域居住に適した立地である本県の優位性を発信していくほか、市町村に対して『住むなら埼玉』官民連携協議会を通じた先進事例の紹介や、国の特別交付税等の活用を支援していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 永 瀬 秀 樹



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し、「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「株式会社さいたまアリーナ」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、県の公社指導について、「埼玉県指定出資法人あり方検討委員会からの報告書をどのように取り扱って

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告



副委員長 逢澤 圭一郎

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「高次脳機能障害という障害を知らず、診断もされない方が多いという状況を改善すべきであるが、保健医療部との連携をどのように考えているのか。また、高次脳機能障害の支援においては、医療と福祉、県、市町村の4者の連携が重要だが、どのように考えているのか」との質問に対し、「広く県民に対して理解促進を図ることが重要である。医療、福祉、教育関係者や県民を対象としたセミナーで高次脳機能障害について解説し、小冊子を配布するほか、電話相談や地域交流会を実施している。これらの事業について、保健医療部などを通じて医療機関への周知に努めている。また、4者の連携については、高次脳機能障害の支援拠点に設置した相談窓口の広報や周知啓発を図るほか、高次脳機能障害の診断、評価に係る医療機関・関係者向けの研修や、支援者を養成するための研修の実施を通じて、関係機関の把握、開拓を行い、連携をしていく」との答弁がありました。

次に、「おおぞら号の廃止について、利用者からもう一度検討してほしいとの強い要望があると思うが、廃止の見直しも含め、利用者が納得できる代替案を提示すべきと考えるのがいかがか」との質問に対し、「ニーズが高いことは承知しており、まずは、意見交換の場を設けて、運行終了について丁寧に説明していく。利用者のニーズを聞きながら、今後何ができるか検討していく」との答弁がありました。

次に、「埼玉県工賃向上計画の工賃目標は平均値としているため、極端に工賃の低い事業所が放置される懸念もある。平均値を目標とすることの妥当性、中央値や最低値を考慮することなど、目標設定の在り方をどう考えているのか」との質問に対し、「工賃の向上を頑張っていきたい事業所と、仲間との関わりや安心した時間を過ごすことを大事にしたい事業所があり、また、利用者の意向や障害の状況により、作業できる時間が異なる中で、障害者の方が持っている能力が十分に発揮されているかどうか、発揮された能力に応じた適切な工賃が支払われ

いくのか。また、改革の実施方針の策定に向けてどのように進めていくのか」との質問に対し、「令和7年3月に報告書の提出を受け、企画財政部、各部局、法人が連携しながら、改革に向けた取組の内容やスケジュールの検討を進めている。法人ごとの改革の実施方針については、今年度中に策定する次期行財政改革プログラムに反映させることを検討している」との答弁がありました。

次に、株式会社さいたまアリーナについて、「アリーナビジネスは、DXが非常に進んでおり、入退場を顔認証で実施するなどの取組は差別化にはならないと感じている。DX化についてどのように考えているのか」との質問に対し、「現在、バリューアップ・ネーミングライツパートナーを募集しており、ファン体験、ホスピタリティ機能及びICT・AIを活用したサービスの向上、運営コストの効率化などDX化の提案も求めている。その中で、飲食のモバイルオーダーやコインロッカーの電子マネー対応などは、リニューアル後に実施できるように検討していく。また、プロモーター側からニーズが寄せられた場合は、速やかに対応していく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「令和7年7月から、しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園のプール利用料金の値上げを行う告知があったが、値上げに至った背景はどのようなものか。また、利用料金に見合った県民サービスの向上、協会の収益改善をどのように実施していくのか」との質問に対し、「昨今の人件費、労務単価の高騰や施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより、プールは令和3年度から4年連続で大幅な赤字が続いている。多くの皆様に安心・安全に利用していただくためには、監視員や必要な修繕費の削減は難しく、値上げを決定した。また、値上げに見合う取組として、新たにナイトプールの試行的な開催や夏季プールの営業期間を延長するほか、有料広告事業をプール内で実施するなど収益の確保に努めていく」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「県営住宅のDXに関する取組を今後どのように進めていくのか」との質問に対し、「令和5年度に開始した県営住宅のウェブ申込に加えて、退居15日前までに必要な退去申込の連絡や毎年度提出する全世帯の収入申告などの入居後の各種手続にもウェブの活用を検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

ているかが重要であり、ひとまとめに平均で捉えるのはどうかという議論もある。しかし、ほかに適切な指標の設定が難しいこと、低廉な工賃の事業所も多く県として何らかの目標を設定したいことから、平均工賃としている。今後、令和9年度からの第8期埼玉県障害者支援計画に向け、障害者団体や障害者施設としっかりと意見交換しながら、目標値について検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 細 田 善 則



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「国では、総合評価落札方式による入札において、賃上げを実施する企業に対する加点措置が導入されているが、県では、導入を検討しているのか」との質問に対し、「県では、賃金確保の取組として、技能労働者の処遇改善のため、建設キャリアアップシステム活用モデル工事を実施しているが、県の総合評価方式では賃上げ自体を評価する項目はない。今後、関係団体や国へのヒアリング等を行い、制度を研究し、意見を十分踏まえた上で対応していく」との答弁がありました。

次に、「若者の就業支援について、A I しごと診断・マッチングシステムによる就業支援によって離職率は低下するのか」との質問に対し、「このシステムは、県内企業に特化しており、学生にA Iを活用した適職診断を行い、最適な業種に係る県内企業の説明会やインターンシップの案内をプッシュ通知し、効率的で効果的なマッチングを行う。自分の価値観に沿った就職を助けるシステムであるため、離職率は低下すると考えている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本

委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「河川整備について、本来河川の流量を確保することが重要であると考え、樹木や土砂の撤去をもっと進めるようなことはできないのか」との質問に対し、「令和2年度から6年度までの5年間に、繁茂した樹木の伐採を行い、河川に堆積した土砂の撤去の量は、合計約85万立方メートルである。この事業は、地方財政上有利な緊急浚渫推進事業債を活用し、集中的に実施している。今後は、令和7年度から11年度までの5年間で合計約57万立方メートルの堆積土砂を撤去する予定である。当該事業の効果は非常に早く発現することから、引き続き積極的に実施していく」との答弁がありました。

次に、「河川監視カメラについて、その設置基準と夜間の視認性が高いカメラへの更新状況はどうか」との質問に対し、「設置基準は、越水や溢水の被害のおそれがある場所など、水防上重要な箇所のほか、水位計の故障や誤情報の発信といった状況に備え、水位計が設置されている箇所に設置することとしている。また、令和5年度に全てのカメラが、夜間も監視できるものに更新している」との答弁がありました。

次に、「排水機場の耐水化について、着手率は13%であるが、耐水化の条件である耐震化が完了している施設は16施設のうち、どのくらいあるのか。また、いつまでに全ての施設で耐震化が完了するのか」との質問に対し、「令和6年度までに耐震化が完了している施設は4施設である。また、令和8年度までに全ての施設で耐震化が完了する予定であり、耐水化工事への移行を開始した状況である」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後

とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 松 澤 正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県立高校は、私立学校とは異なる良さを認識し、中学生及び保護者にきちんと伝わるPRをすべきと考えるかどうか」との質問に対し、「県立高校は、普通科、総合学科、専門学科、芸術系の学科などを含む多様な学校が数多くあり、中学生にとって幅広い選択肢が用意されていることが魅力の一つである。専門高校については、埼玉県産業教育フェアを県内1か所から、中学生にアピールできるよう東西南北に分けて4か所で開催することとした。また、芸術系の学校では、音楽コンサートや書道・美術の展覧会などを毎年開催し、県立高校の良さを周知している」との答弁がありました。

次に、「特別支援学校卒業生の離職率について調査を行っているのか。また、離職した卒業生は再就職ができているのか」との質問に対し、「卒業から3年間は定着状況の把握を行っている。就職後3年間のフォローアップが重要と考えており、仮に離職しても、地域の障害者就業・生活支援センター等と連携しながら再就職の支援を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」であります。今回は、「事故対応及びこれまでの工事の経過」、「今後の復旧工事」、「振動・騒音、臭気等の環境対策」、「地域住民への対応状況」及び「補償の方向性について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「今年度、下水道事業における国の交付金に関して、本県の当初予算要望に対する内示率は51%である。平成31年度の約94%から年々減少しており、様々な業務に支障が出ている。この急激な減少についてどのように認識しているのか。また、国に交付金の所要額を認めてもらえるよう要望すべきと考えるかどうか」との質問に対し、「近年、国において、下水道事業については、雨水対策などに重点的に配分される個別補助金に移行されているが、本県は重点的な配分となる事業が少ない。さらに、人件費や資材価格の高騰もあって、全国的に要望額が増加しているためだと推測している。また、事故発生以降、積極的に国に提言等を行っているが、引き続き、様々な手法を使って強く働き掛けていく」との答弁がありました。

次に、「被害を受けた県民への補償は、国が対応すべきであるが、現状その制度がない。国での制度化に時間がかかるのであれば、迅速に対応するため、まずは、県が代位して補償することが必要であると考えerかどうか。また、県が補償できない法的根拠はあるのか」との質疑に対し、「補償は、公金の支出であることから公平で客観性のある明確な根拠が必要である。県が代位して補償することができない法的根拠は認識していないが、代位して補償するような仕組みを確立する場合は、しっかりと検討する必要がある」との答弁がありました。

次に、「今回、県は緊急措置として、新方川への下水の放流という極めて例外的な対応を行ったが、地域住民や流域の市町に対し、どのように説明や周知が行われたのか。また、地域住民の不安を払拭するために、どのような取組を行ったのか」との質問に対し、「緊急放流を開始する前に、放流先河川流域の市町に説明するとともに、報道発表やマスコミへの説明を通じて新聞やテレビ等で周知を図った。また、緊急放流中は毎日水質調査を

行い、その結果を県ホームページで公表した。緊急放流終了後は毎週1回程度の水質監視を行い、緊急放流以前の水質に戻った5月14日をもって水質監視を終了した」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「リエゾンの専門性や体制の強化、さらには危機の際に、関係機関で情報を一元化できる仕組みづくりが必要である。情報共有の課題について検証を行い、情報連携の強化を図ること。また、その検証や取組の状況を随時報告すること」、「事故の補償対応については、きめ細やかに寄り添った対応を行うため、職員体制も含め十分な体制を構築すること」、「補償は、復旧工事に起因するものに限定せず、生活補償、事業補償を行うこと」などがあります。

次に、本県議会は、国に対し、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、必要な予算の総額を確保するとともに、自治体が必要としている下水道施設の老朽化対策や耐震対策など強靱化のための国庫補助予算を確保し配分することを強く求める「下水道の強靱化予算の確保を求める意見書」及び、国に対し、下水道などの社会資本施設に起因する大規模な事故等が発生し、現場周辺の住民に健康被害や損害が生じた場合及び事業者が経済的損失を受けた場合には、必要に応じて迅速に補償を行うことのできる制度を新たに構築することを求める「社会資本施設に起因する事故等発生時における補償制度の構築を求める意見書」並びに、本県に対し、道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に対し、速やかな補償を行うことを強く求める「道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、いずれも総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されています案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

種類	結果	原案 可決	承認	同意	合計
予 算		3			3
条 例		12			12
事 件		3	1	3	7
意見書・決議		16			16
計		34	1	3	38

6 月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計38議案について、21日間にわたり熱心な審議が行われ、7 月 2 日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

知 事 提 出 議 案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
86	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）	補正額 補正後 58億6,298万 8 千円 2 兆2,367億 5 千万円	原案可決
87	令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	補正額 補正後 41億1,030万 8 千円 951億7,451万 1 千円	原案可決
88	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、選挙長等の報酬の額の改定をしようとするものである。	原案可決
89	埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担額を改定するとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
90	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、及び令和 6 年10月17日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、職員の仕事と育児の両立支援に関し必要な事項を定めようとするものである。	原案可決
91	埼玉県税条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正に伴い、県たばこ税の加熱式たばこの課税方式を見直すとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
92	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定しようとするものである。	原案可決
93	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故対応体制を強化するため、職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
94	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定しようとするものである。	原案可決
95	埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例	埼玉県立加須げんきプラザ及び埼玉県立神川元気プラザを廃止しようとするものである。	原案可決

96	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	令和6年10月17日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の仕事と育児の両立支援に関し必要な事項を定めようとするものである。	原案可決
97	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師医に対する休業補償等の額の算定の規制となる補償基礎額及び介護保障の額を改定しようとするものである。	原案可決
98	警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例	警察法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、警察官に支給するスカートを廃止するとともに、支給する被服の品目を見直す等しようとするものである。	原案可決
99	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例等の一部を改正する条例）	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、緊急に埼玉県税条例等を改正する必要性が生じ、令和7年3月31日埼玉県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、承認を求めるものである。	承認
100	和解することについて	さいたま地方裁判所令和5年（行ウ）第50号未払時間外勤務手当請求事件に関し、同裁判所の和解勧告に従い、和解しようとするものである。	原案可決
101	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	補正額 34億4,173万4千円 補正後 2兆2,401億9,472万2千円	原案可決
102	埼玉県教育委員会委員の任命について	埼玉県教育委員会委員坂東由紀の任期は、令和7年7月10日で満了となるが、後任として神山八弓を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
103	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員間嶋順一の任期は、令和7年7月10日で満了となるが、後任として梶田美佐子を選任することについて同意を得ようとするものである。	同意
104	埼玉県公安委員会委員の任命について	埼玉県公安委員会委員原敏成の任期は、令和7年8月25日で満了となるが、後任として原恵美子を選任することについて同意を得ようとするものである。	同意

議員提出議案（条例・意見書等）

議第22号議案

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第49条」を「一第49条」に改める。

第3条第2号中「第11条第3号」を「第11条第1項第3号」に改める。

第16条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第36条に次の二項を加える。

7 市及び福祉事務所を設置する町村の長は、第2項の規定による届出がされていない疑いがある又は虚偽の届出の疑いがある被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を知事に通知するよう努めるものとする。

8 市及び福祉事務所を設置する町村の長が無料低額宿泊所について前項の規定による通知を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「第2項」とあるのは、「法第68条の2第2項」とする。

第41条第1項中「しない」を「せず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条第2項中「知事は、」の下に「第36条第1項又は第2項の規定による届出をした」を加え、「第36条第3項」を「同条第3項」に改める。

第46条第1項中「第36条から第38条まで」を「第36条第1項から第6項まで、第37条、第38条」に、「第48条及び第49条」を「及び第48条から第49条まで」に改める。

第48条の次に次の一条を加える。

第48条の2 第36条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第49条中「前条」を「前2条」に、「同条」を「各本条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

原案可決

議第23号議案

地方消費者行政の維持強化のため国の財政支援の継続・拡充を求める意見書

消費生活センターは、消費者問題専門家の資格を有する消費生活相談員が、消費者法制度の知見と最新の相談情報を活用して消費者被害解決の支援を行う相談機関である。消費生活センターに寄せられた相談情報は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を通じて全国で共有され、消費者被害防止の注意喚起に利用されるほか、法令違反業者の指導・処分や法制度の改善に活用されており、我が国の消費者行政の情報基盤となっている。

全国の消費者相談件数は年間90万件前後で高止まりしており、近年は、高齢者を狙った悪質訪問販売業者による屋根・床下工事被害、インターネット上の虚偽・誇大広告による詐欺的定期購入被害など、手口の悪質化・巧妙化が顕著となっている。

他方、消費生活相談員については、高度の専門性が考慮されていない不安定な地位と処遇が改善されず、相談員の高齢化が進む中で新たな担い手の確保が困難な事態が全国的に深刻化している。

国は、相談員の人件費にも活用できる地方消費者行政強化交付金により、消費生活センターの相談体制

整備や消費者被害防止の各種取組を支援してきたが、この交付金は令和7年度末をもって基本的に活用期限を迎える。交付金措置が終了すると、財政力の弱い多くの地方公共団体は消費生活相談体制の維持が困難となるおそれがある。

また、高齢者見守りネットワークの構築や適格消費者団体及び一般消費者団体の育成・活動支援・連携など、地方消費者行政による消費者被害防止施策全般には、国の継続的な財政支援が必要である。

さらに、P I O－N E Tが令和8年度に更新時期を迎える。国は、新システム移行に必要な初期費用は交付金で措置すると表明しているが、セキュリティ対策や回線使用料などの経常的費用は地方公共団体の負担としている。しかし、安定的なシステム運用のため、これらの費用も国の負担で措置すべきである。

地方消費者行政は、地域の消費者へのサービスという自治事務の性質がある一方で、消費生活相談業務及び相談情報集約事務、悪質事業者の指導・処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関係する事務の側面も有する。

よって、国においては、地方消費者行政の体制と施策が維持・推進されるよう、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 消費生活相談員の人件費に充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できる地方消費者行政に関する交付金を令和8年度以降も措置すること。
- 2 全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）の刷新及び相談業務のデジタル化に伴う地方公共団体の設備導入並びにこれらの運営の経費を、国において全額負担する措置を講ずること。
- 3 地方消費者行政の事務のうち消費生活相談業務及び相談情報集約事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関係する事務であって国全体の水準を確保する必要があるものについては、地方財政法第10条の適用によりその全部又は相当部分を国が恒常的に財政負担するよう、同条の改正を検討すること。
- 4 消費者被害防止に取り組む適格消費者団体及び地域の消費者団体の育成・活動支援・連携のために地方公共団体が行う支援事務に対し、財政支援を継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼 玉 県 議 会 議 長

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
消費者及び食品安全担当大臣

様

原案可決

議第24号議案

リチウム蓄電池等の適正処理の更なる推進を求める意見書

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）に起因する火災事故等が頻繁に発生している。火災事故等が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両への被害に加え、作業員に危害が及ぶ危険性がある。また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止し、廃棄物処理が滞る場合には、地域の生活環境保全に支障を及ぼす上、施設復旧や他自治体への廃棄物処理委託などに多額の経費を要することになる。リチウム蓄電池等の適正処理は、重要かつ喫緊の課題といえる。

リチウム蓄電池を含む小型充電式電池は、拡大生産者責任（E P R）の考え方に基づく「資源の有効な利用の促進に関する法律」により、製造事業者等による自主回収と再資源化が行われている。一方、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は当該市町村で発生する全ての一般廃棄物について適正処理を確保する必要があり、家庭から排出されたリチウム蓄電池等についても同様である。

国は、これまで、各市町村で実施されている対策事例等を取りまとめるなど、リチウム蓄電池等の適正処理について情報提供を行っている。また、令和7年4月には、改めてリチウム蓄電池等の適正処理に

関する方針と対策を取りまとめて通知を発出しており、市町村は、家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築していく必要がある。

リチウム蓄電池等は、市町村における分別・回収のみならず、製造・販売、消費、循環的利用を含む処分の各段階において、再資源化を念頭に置いた適正処理を要する製品であるといえる。

よって、国においては、リチウム蓄電池等の適正処理を更に推進するため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 消費者に対し、リチウム蓄電池等の購入、使用、分別・回収に関して、火災事故などの危険性や再資源化を踏まえた適正な廃棄方法について、周知・啓発を徹底すること。
- 2 市町村におけるリチウム蓄電池等の分別・回収、保管、再資源化を含めた適正処理につき、更なる技術的・財政的支援を行うこと。
- 3 製品の製造から回収・再資源化に至る各段階において、耐久性の向上、適正処分困難化の防止、自主回収、循環的利用を中心とした適正処理など、拡大生産者責任（EPR）に基づく事業者の活動が促進されるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣
消費者及び食品安全担当大臣

様

原案可決

議第25号議案

北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国を求める意見書

平成14年9月、第1回日朝首脳会談において北朝鮮は拉致の事実を認めたが、帰国を果たした拉致被害者は同年10月に帰国した5人にとどまり、20年以上経過した現在も、いまだ拉致問題の解決には至っていない。

このような中、本県では、昨年12月24日に、拉致問題等の早期解決に資することを目的として「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」を制定した。本条例は、「拉致問題等の早期解決に向けた取組は、拉致問題等を風化させてはならず、拉致が二度と繰り返されてはならないという決意の下に行われなければならない。」という基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、拉致問題等の早期解決に向けた施策の基本となる事項について定めたものである。

一方、国では、本年2月7日の日米首脳会談で、石破首相は、拉致問題の即時解決を実現するとの決意を改めて表明し、トランプ大統領からの支持を得るとともに、米朝会談実現の際は拉致問題を提起することで合意した。

また、5月24日の「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」において、石破首相は、何としても突破口を開くべく、北朝鮮に対してこれまで行ってきた様々なルートでの働き掛けを一層強めていくと述べている。

拉致問題の被害者等や家族が高齢となる中で、時間的制約があるこの問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題である。本年2月15日に、拉致被害者の有本恵子さんの父・明弘さんが逝去され、拉致被害者の親世代で存命なのは横田めぐみさんの母・早紀江さんのみとなった現在、解決にはもはや一刻の猶予もない。

よって、国においては、政権の最重要課題である拉致問題について、国際社会と緊密に連携を図り、早期の日朝首脳会談の実現を見据え、総力を挙げて最も有効な手だてを講じ、いわゆる特定失踪者等の拉致

の疑いが排除できない方も含む拉致被害者等全員の即時一括帰国を実現させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

様

原案可決

議第26号議案

ファシリティドッグの制度整備と導入促進を求める意見書

ファシリティドッグとは、医療や福祉の現場など、特定の施設で働くために、専門的な訓練を受けた犬を指す。医療現場では、患者のベッドサイドを訪問して触れ合う、痛みや恐怖を伴う検査や処置、リハビリに付き添い応援する、手術室に同行するなどの活動を行っている。また、欧米では、医療現場のほかに、裁判所で被害者や目撃者として証言台に立つ子どもに寄り添い、精神的不安を和らげて証言のサポートをする、特別支援学級で学習障害をもつ子どもの読書の聞き手として寄り添うなど、幅広く活動している。

医療現場におけるファシリティドッグの活動は、単なる癒しではなく、検査・治療・手術前後の不安を和らげ、ストレスを軽減し、患者の治療意欲を高めるなど、治療行為の補助療法として高い効果を上げている。特に小児病院においてファシリティドッグは、小児がん等の重い病気を抱える子どもとその家族にとって、治療に前向きに取り組むための心理的支援として、掛け替えのない存在となっている。

一方で、こうした活動は、国内では限られた団体によって担われており、ファシリティドッグが活動する施設も、他県の県立小児病院等少数にとどまる。

盲導犬、介助犬、聴導犬は、「身体障害者補助犬法」により、身体障害者の自立及び社会参加の促進に資するものとして「身体障害者補助犬」と定められており、一定の要件のもとで、育成費用は国の助成の対象となっている。一方で、ファシリティドッグは、現行制度では明確な法的位置付けがなされておらず、育成・運営経費は主に寄付により賄われているのが現状である。

今後、子どもに寄り添った医療や精神的ケアの充実を図る上で、ファシリティドッグの果たす役割はますます重要となる。

よって、国においては、ファシリティドッグの制度的な位置付けの明確化と、導入促進のための支援体制の整備を早急に講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

議第27号議案

喫煙目的施設の判断基準の明確化等を求める意見書

令和2年4月に全面施行された改正健康増進法では、多数の者が利用する飲食店や事業所等は屋内禁煙を原則とする一方、バー等については、「喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする」（第28条第7号）喫煙目的施設として喫煙場所の提供を認めている。その要件として、改正健康増進法施行令では、「施

設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること」（第4条第2号）としている。

この「通常主食と認められる食事」における「主食」の解釈について、厚生労働省公表の同法施行に関するQ&Aでは、「社会通念上主食と認められる食事」として、「米飯類・パン類・麺類等」を例示しているが、その具体的量や調理法の基準が不明確であり、また、主食の対象を「各地域や文化により異なるもの」として、「実情に応じた判断」に委ねている。

喫煙目的施設における飲食は、付随的である必要があるが、売上比率、メニューの数や提供時間といった範囲が定量化、数値化されていないため、自治体や保健所により解釈が分かれ、同一メニューであっても、喫煙目的施設で提供が認められていない「通常主食と認められる食事を主として提供するもの」の判断が異なるケースが発生してしまう。

また、喫煙目的施設としては喫煙を主たる目的とするバー等とされているが、バー等以外の飲食店でも、たばこの販売許可を取得し、主食を主として提供していないと主張して喫煙目的施設として営業している実態がある。これら、喫煙目的施設の判断基準の不明確さは、喫煙目的施設の定義の拡大解釈による事業者のコンプライアンスリスクを生み、改正健康増進法で定める飲食店に対する対策の形骸化を招きかねない。

よって、国においては、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現のため、事業者への指導等の実務を担う地方自治体が適切に対応できるよう、解釈差を解消するための法整備や全国統一ガイドラインの策定等を早急に行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

議第28号議案

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及により、多くの患者の命が救われている。「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」が平成22年7月に全面施行され、本人の臓器提供の意思が不明の場合でも、家族の書面による承諾があれば臓器提供が可能となった。これ以降、脳死下での臓器提供件数は増加傾向にあるが、依然として移植希望登録者数が臓器提供件数を大きく上回る状況が続いている。

令和3年度に内閣府が実施した「移植医療に関する世論調査」によると、臓器提供の意思が決まっている人の割合は63.8%だが、そのうち実際に意思を表示している人は10.2%、家族や親しい人と臓器提供について話をしたことがある人は43.2%であった。臓器提供の意思を持つ人が、書面で意思表示をしたり、家族に意思を伝えることで、臓器提供の増加につながると考えられる。

一方、臓器提供施設の現状を見ると、令和6年度末時点で脳死下臓器提供が可能な施設は934施設あったが、必要な体制を整えている施設は452施設、このうち臓器提供の経験があるのは304施設にとどまり、このうち約3割が累計での臓器提供実施件数が1件のみの施設である。臓器提供体制の整備に関しては、脳死判定や臓器提供に必要な人員の確保が課題として挙げられており、実績の少ない施設については、臓器提供の可能性のある患者への脳死判断や、患者の家族への臓器提供の情報提供が行われていない可能性が指摘されている。

現在、眼球を除き、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（JOT）が国内唯一の臓器あっせん機関となっている。臓器提供を希望した場合、移植コーディネーターが家族への説明を行うが、このコーディネーターの業務もJOTが担っており、業務集中による対応の遅れのため、臓器提供があっても移植が成立しないケースが指摘されている。

厚生労働省は、令和5年の脳死下臓器提供者から提供された臓器のうち、移植実施施設に移植実施を打

診したものの、実施施設が辞退し、移植が成立しなかった事例を対象とした調査を行った。辞退の主な理由は、ドナーの医学的理由や体格差等であり、ドナーと移植患者（レシピエント）とのマッチングのためのレシピエント選択基準の定期的な見直しが必要とされる。

本県議会は、国民の臓器提供に関する権利を尊重しつつ、臓器移植を安全で身近なものとして定着させることを目指し、平成29年10月に臓器移植の環境整備を求める意見書を提出したが、臓器移植が困難な環境は現在も続いている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、提供しない権利、移植を受ける権利、受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全な医療選択肢として定着させるため、下記の事項に速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設の体制整備を図るため、実績のある施設や学会等と密に連携し、臓器提供に対応できる医療人材の育成を推進すること。その際、体制整備において、地域間格差が生じないように支援を行うこと。
- 3 新たな臓器あっせん機関設立も含め、現在のあっせん業務を見直し、コーディネーター育成や、院内コーディネーターへの業務委嘱、コーディネーター間の緊密な連携によって、ドナーの家族に早急かつきめ細かな対応が可能な体制を構築すること。
- 4 ドナーとレシピエントとのマッチング最適化のため、定期的なレシピエント選択基準の見直しと改正を推進すること。
- 5 レシピエントの移植施設選択に資するよう、移植実績について適切な情報公開を行うよう、医療機関に働き掛けを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣 } 様

原案可決

議第29号議案

通信制高等学校の学習等支援施設への通所を通学定期券等の対象とする取扱い継続のための対応を求める意見書

近年、多様な学びの場として通信制課程を置く高等学校の校数及び通信制高等学校の生徒数は増加傾向にある。

通信制高等学校は、地理的・時間的制約を超えて展開できる通信教育の特性を踏まえ、実施校以外にも、分校や協力校、他校の施設やサポート施設などの「サテライト施設」と総称される活動拠点を広域に設けている。

令和3年3月、サテライト施設の教育水準を確保するため、文部科学省において高等学校通信教育規程が改正され、サテライト施設は「通信教育連携協力施設」と位置付けられた。併せて、通信教育連携協力施設のうち、学習指導要領に定められた面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設が「面接指導等実施施設」、それ以外の学習面や生活面の支援等を行う施設が「学習等支援施設」と定められた。

現在は、通信教育連携協力施設への通所は全て通学定期券等の対象となっているが、この改正を受けて、鉄道会社において、卒業単位に必要な施設でないことを理由として、学習等支援施設への通所は通学定期券等の発売対象外とするよう取扱いを変更しようとする動きが見られている。

通信制高等学校は、不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒など、様々な困難や課題を抱え

る生徒等も数多く受け入れており、学びのセーフティネットとしての役割を果たしている。このような現状において、学習等支援施設における学習面や生活面での支援は、生徒が安心して通信制高等学校の課程を修了するために必要なものといえる。

よって、国においては、通信制高等学校の学習等支援施設への通所について、今後も継続して通学定期券等の発売対象とするよう、必要な制度設計及び各鉄道会社への働き掛けを行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

様

原案可決

議第30号議案

警察官の増員を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、警察官や会計年度任用職員を増員し、パトロールや取締りの強化などに努めてきた。また、全国最多を誇る自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、関係機関及び団体との協働による事件・事故の抑止対策を推進している。

こうしたことにより、令和6年の刑法犯認知件数は過去最多であった平成16年と比較して約28%となる51,667件となり、人身交通事故件数も長期的には減少傾向を示しているなど、県内の治安回復傾向は継続している。

しかしながら、犯罪の種類ごとの認知件数を見ると、殺人、強盗をはじめとする重要犯罪は全国3位、侵入窃盗をはじめとする重要窃盗犯は全国1位、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は全国4位であるなど、全国的に見て、本県の治安情勢は依然として厳しい状況にある。

さらに、本県警察官1人当たりの人口負担及び刑法犯認知件数負担は全国1位であり、令和7年度には警察官175人の増員が措置されたものの、人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺対策をはじめとした犯罪対策の推進、交通事故防止対策の推進、サイバー空間の脅威への的確な対処、凶悪・重要事犯の迅速な検挙、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の壊滅、テロ・災害等緊急事態への的確な対処等、様々な課題に対処するためには、いまだ警察官が不足している現状にある。

今後も、事件・事故を減少させ、更なる県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、警察官の増員による人的基盤の強化が必要不可欠である。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、いまだ警察官の過重負担が深刻な本県に対して、なお一層の警察官増員を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

警察車両の充実強化を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、人的基盤を強化し、パトロールや取締りの強化などに努めるとともに、自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、官民一体の犯罪抑止活動を推進している。

しかしながら、平成17年以降連続で減少してきた刑法犯認知件数は、令和4年から増加傾向が継続している。

また、特殊詐欺は、令和3年から4年連続で被害額が増加しており、更に令和6年は、認知件数・被害額ともに過去最多を更新するなど、厳しい情勢となっている。

現在、本県警察官1人当たりの人口負担は618人、同じく刑法犯認知件数も4.42件といずれも全国1位であり、多様化する警察事象に対応する警察官が不足している現状にある。

今後、将来にわたって、事件・事故を減少させ、県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、人的基盤の強化と共に事件事故への早期対応に欠かせない警察車両の充実強化が求められる。

また、近年、我が国では、年平均気温が上昇し、夏季において猛暑日や熱帯夜の日数が年々増加しており、警察官が現場活動中に熱中症の症状を訴え、体調不良となる事案が発生している状況にある。

暑熱環境下で業務に従事させる際は、必要な避暑（身体冷却）時間を確保することが、警察官の命や健康を守る観点から重要であり、警察車両を増強することで、現場における一時的な避暑場所を確保できるとともに、警察活動も能率的に遂行できる。

県費支弁による車両更新は、原材料費の高騰、安全装置の義務化、脱炭素化に対応したハイブリッド車等の導入等による車両購入単価の上昇によりままならない状況にあり、さらに、全体的な車両老朽化に伴い、修繕料等の車両維持経費も重い負担となっている。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢及び県費支弁による負担が高い現状を踏まえ、警察車両の充実強化を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

外国免許切替制度の早急な厳格化を求める意見書

外国人が日本国内で自動車の運転をする場合、国際運転免許証や日本の運転免許等の取得が必要である。そのため、国際運転免許証を取得できない、道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）非加盟国の国民等は、自国等で取得した運転免許を日本の運転免許に切り替える手続をとることになる。

警察庁「運転免許統計」によると、全国の外国免許切替者は、令和4年は49,845人、5年は66,127人、6年は75,905人と増加を続けている。それも相まって、外国免許切替制度によって日本の運転免許を取得した外国人による重大な人身事故が相次いで発生している。

外国免許の切替えにおいては、提出書類によって申請者の身分等を確認し、併せて申請者の運転に支障がないことを確認する。申請者が中長期在留者や特別永住者等、住民基本台帳法の適用を受ける者である場合は、申請者の国籍等が記載された住民票の写しを提出するが、同法の適用を受けない短期滞在者の場合は、旅券等の身分証明書と、ホテルの支配人の証明等、居住地に滞在していることを証明する書類を提

出することになっている。そのため、観光客等であっても、一時的な滞在地を免許証上の住所地とした切替え申請が可能となっている。

また、運転に支障がないことを確認する方法として、自動車等の運転について必要な知識に関する質問が行われる。この質問は、外国語による質問文を付した絵図面等により10問実施され、7問以上正解した者は自動車等の運転に関する実技確認が行われ、その結果、100ポイント中70ポイント以上であった者については、技能試験及び学科試験が免除される。

外国免許切替制度は、外国の運転免許を保有し、既に外国において一定の技能等を有することが確認されていることに鑑みて行われている制度であるが、免許取得のための基準が緩く、外国人が日本の交通法規や道路標識を十分に理解しないまま日本の運転免許を取得するケースが増加しているのではないかと懸念されている。

よって、国においては、外国人申請者の運転に関する知識・技能を適正に判定し、日本の道路交通事情を十分に理解し、交通法規を遵守できる者に免許を取得させるよう、外国免許切替制度を早急に厳格化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第33号議案

下水道の強靱化予算の確保を求める意見書

令和7年1月28日に八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没が発生し、我が国で誰も経験したことのない災害とも言える事故となった。

全国においては、流域下水道を含め高度経済成長期以降に集中整備されたインフラが加速度的に老朽化しており、必要な対策を実施し国土の強靱化を推進していくことは、国民生活の安全と安心を確保するために不可欠である。

このため、本県議会では、去る2月19日に、今回のような事故の再発を防ぎ、県民生活の安全と安心の確保に向けた取組を進めることができるよう、人的・技術的支援に加え、財政的支援においても最大限に行っていただくとともに、国土強靱化実施中期計画の策定においては、地方自治体の意見を十分に踏まえ、下水道の強靱化を重要な施策として位置付け、必要な予算を確保することを求める意見書を提出した。

この後、3月18日に、国において、下水道管路の早期復旧に向けた改築のため「緊急下水道管路改築事業」として、予備費より工事費用の半分である45億円の支出を決定いただいたことには、本県議会として感謝申し上げる。

一方、本県では、ストックマネジメント計画を立て、国庫の補助事業として、老朽化している流域下水道の管路・施設の計画的な維持管理や更新に努めている。しかしながら、令和7年度の当初予算については、国への要望額に対して国費の内示率が約5割と、本年2月定例会で議決した令和7年度流域下水道当初予算を大きく下回っており、下水道施設の老朽化対策や耐震対策など、国民の安心・安全を確保すべき本年度の事業の多くが執行できない状況となっている。

については、国においては、今回策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、必要な予算の総額を確保するとともに、自治体が必要としている下水道施設の老朽化対策や耐震対策など強靱化のための国庫補助予算を確保し配分することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣

様

原案可決

議第34号議案

社会資本施設に起因する事故等発生時における補償制度の構築を 求める意見書

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において発生した、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故では、現場周辺の住宅に歪みやひび割れ等の損傷が発生し、悪臭による住民の健康被害が生じている。また、事故における交通規制や悪臭などの影響により、陥没事故現場周辺等の事業者において、事業活動の休止や縮小、事業収益の減少など経済的損失が発生している。

災害救助法が適用されているが、周辺住民に対しては避難所設置等の応急的な対応にとどまり、また、事故の影響を受ける事業者に対しては、事業者への災害復旧関連の経営安定資金の融資や雇用調整助成金などによる支援がなされているものの、経済的損失に対する補償は行われていない。

事故発生から既に5か月が経過したが、事故の補償は進んでおらず、周辺住民や事業者の不安は続いている。事故の復旧までには今後も長期間を要するとみられ、周辺住民の日常生活や心身への影響は大きく、また事業者においては事業継続も危ぶまれる。

今回の道路陥没事故は、事故から災害に移行した初めてのケースであり、下水道などの社会資本（インフラ）施設の老朽化が全国的な課題となっている現在、他の自治体においても同様の事態が生ずる可能性がある。

よって、国においては、下水道などの社会資本施設に起因する大規模な事故等が発生し、現場周辺の住民に健康被害や損害が生じた場合及び事業者が経済的損失を受けた場合には、必要に応じて迅速に補償を行うことのできる制度を新たに構築することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
防災担当大臣
防災庁設置準備担当大臣

様

原案可決

議第35号議案

道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議

八潮市道路陥没事故を受け、本県議会は、国に対して新たな補償制度の構築や財政的支援を求めているが、県は、広範囲かつ長期間にわたり被害が生じている事態を踏まえ、住民や事業者の不安を早期に解消

するよう、国の動きを待たずに対応すべきである。

よって、本県議会は、道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に対し、県において速やかな補償を行うことを強く求める。

以上、決議する。

令和7年7月2日

埼玉県議会

原案可決

議第36号議案

暗号資産取引に係る課税の見直しに向けた検討の推進を求める意見書

暗号資産（仮想通貨）は、ブロックチェーン技術を基盤とし、インターネット上で移転できる財産的価値であるが、デジタル化の進展等により、暗号資産の保有状況が拡大してきている。

国内では、令和7年1月末時点において、暗号資産交換業者における口座開設数が延べ1,200万口座を超え、利用者預託金残高は5兆円以上に達した。また、金融庁が実施した投資家の意識調査では、投資経験のある国内個人投資家の暗号資産保有率は7.3%を占め、FX取引や社債等よりも保有率が高い状況となっている。

このように、暗号資産は決済手段としての利用もあるが、投資対象化が進んでいる状況にあり、投資家だけでなく多くの国民において暗号資産が投資対象と位置付けられ、取引が拡大している。

一方、現行の税制では、個人所得課税において、暗号資産取引により生じた所得は、原則として雑所得（その他雑所得）に区分されて総合課税の対象となり、所得税と住民税を合わせて最大で55%課税される。他方、海外の主要国では、日本よりも低い税率となっており、米国や英国では分離課税による20%の税率となっている。

ブロックチェーン技術などによる経済社会の高度化が進む中で強い海外競争力を確保するためには、諸外国との税制との乖離を縮小し、暗号資産への投資が国民の資産形成に資するよう、暗号資産に関する税制を見直す必要がある。

よって、国においては、暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点も踏まえつつ、暗号資産に係る課税の見直しに向け、以下の検討を推進することを要望する。

記

- 1 暗号資産の取引により生じた損益について20%の税率による申告分離課税の対象とすること。
- 2 暗号資産に係る所得金額からの損失の繰越控除を認めること（翌年以降3年間）。
- 3 暗号資産デリバティブ取引についても同様に申告分離課税の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
金融担当大臣

様

原案可決

議第37号議案

新たな障害者就労支援制度の導入を求める意見書

障害の有無に関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう社会の実現を目指し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が定められている。同法では、事業者が充足すべき障害者の雇用率を定めており、これを満たさない企業からは納付金を徴収している。

民間企業における法定雇用率は、令和6年4月からは2.5%、令和8年7月からは2.7%と段階的に引き上げられることとなっている。また、対象となる事業主の範囲も、令和6年4月からは40.0人以上を、令和8年7月からは37.5人以上を雇用する事業主と、段階的に拡大される。

障害者就労施設等の物品やサービスの受注拡大については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、国や地方公共団体等は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める責務が定められているほか、公契約について競争参加資格を定めるに当たって障害者就労施設から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

本県では、障害者就労施設からの物品の調達や障害者就労施設への販売機会提供等を積極的に取り組む企業を認定する「障害者就労施設パートナー企業等制度」により、障害福祉分野における民間企業等の社会貢献活動を促進し、障害者の工賃向上につなげる取組が行われている。

障害者就労施設に物品やサービス等を発注している事業者等も、広義的には障害者の就労及び工賃確保を支えていると言える。国においては、障害者の就労・工賃確保に貢献している事業者をより評価し、障害者及び障害者就労施設をサポートする仕組みを築くべきである。

よって、国においては、民間企業について、例えば、障害者就労施設への物品及びサービス等の発注実績に基づき障害者の法定雇用率の引下げや納付金の減額を行うなどの新たな障害者就労支援制度を導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

議第38号議案

大宮駅東口防犯カメラ整備事業の継続を求める決議

さいたま市大宮駅東口地区における防犯カメラ整備事業は、県内最大の繁華街である同地区の安全・安心を確保するため、平成26年2月から実施されているが、令和7年12月末をもって終了することとなった。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や事件の解決に寄与しており、県民の安全・安心の確保に貢献するものであることは明らかである。同地区には、県内外から多くの人々が訪れていることから、本事業は、単なる一市の施策に留まらず高い公共性を有するものであり、県として継続することは、県の治安行政の一環として当然の責務であり、事業終了は到底容認できない。

加えて、令和7年度当初予算について、本事業の終了につき議会に対して丁寧な説明がなかったことは、対応として大きな疑念を抱かざるを得ない。また、地元自治体であるさいたま市に対する事前の入念な調整や説明がなされていなかったとすれば、今後の県市連携にも悪影響を及ぼしかねない。

よって本県議会は、県に対し、大宮駅東口防犯カメラ整備事業について、県の責任において継続実施するよう強く求める。

以上、決議する。

令和7年7月2日

埼玉県議会

原案可決

議員派遣について

令和7年7月2日

次のとおり議員を派遣する。

全国都道府県議会議長会「女性議員研究交流大会」

- 1 目 的 都道府県議会の女性議員間における情報及び意見の交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 8月
- 4 派遣議員 3人以内

原案可決

議員派遣について

令和7年7月2日

次のとおり議員を派遣する。

全国都道府県議会議長会「男女共同参画委員会」

- 1 目 的 全国都道府県議会議長会「男女共同参画委員会」への出席
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 8月
- 4 派遣議員 62番 岡田静佳 議員

原案可決

陳 情 受 付 状 況

番号	受付年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名
9	7. 3. 4	埼玉県情報公開審査会の議事を採録した音声データの適切な取り扱いを求める陳情	個人
10	7. 3. 18	埼玉県情報公開審査会議事録を、埼玉県情報公開条例第 10 条第 1 号の 4 に定める「不開示情報」とすることを求める陳情	個人
11	7. 5. 8	国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情書	愛知県安城市百石町 2 丁目 17 の 6 社会の歪を鋭く追及政策提言する 世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助
12	7. 5. 12	羽生駅東口の市が設置する防犯カメラに関する陳情	個人
13	7. 5. 29	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情	奈良県奈良市高天市町 1-1 鍼灸柔整政策フォーラム 共同代表 大山利彦 共同代表 上原 樹
14	7. 6. 6	選択的夫婦別姓についての陳情書	神奈川県横浜市西区浅間町 1 丁目 4 番 3 号 402 号室 子供たちの未来を繋ぐお母さん連 合会 代表 伊藤 陽子 【参考情報】このほか、オンライン 署名 10 人
15	7. 6. 12	警察法第 7 9 条の規定に基づく「埼玉県公安委員会あて苦情申出」に対する埼玉県警察の事実調査に関連するすべての文書の保存年限に関する陳情	個人

閉会中における特定事件一覧表

(令和7年6月定例会)

(議会運営委員会) 1 9月定例会会期予定について 2 9月定例会の質疑質問について 3 議会に関する条例、規則に関するについて 4 特別委員会の設置及び変更に関するについて 5 委員の選任及び所属変更に関するについて 6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について 7 報道機関の取材に関するについて 8 その他議会運営に関するについて	(環境農林委員会) 1 環境保全対策の推進について 2 廃棄物対策について 3 自然の保護及び緑化対策について 4 地球環境の保全の推進について 5 農林水産業の振興について 6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について 7 農林水産物の品質及び安全性の確保について 8 農林災害対策について 9 農村の生活環境の整備について 10 農林水産業関係団体の指導について 11 試験研究機関の整備について	(県土都市整備委員会) 1 道路事業の推進について 2 河川事業の推進について 3 ダム及び砂防事業の推進について 4 公共用地の取得及び管理について 5 建設工事の管理について 6 都市計画行政の推進について 7 公園の整備及び管理について 8 土地取引の適正化について 9 建築行政の推進について 10 住宅行政の推進について 11 営繕事業の実施状況について 12 さいたま新都心の整備について 13 下水道の整備及び管理について
(企画財政委員会) 1 県行政の総合的企画及び調整について 2 歳入の確保について 3 行政改革の総合的な推進について 4 行政組織及び定数管理について 5 情報化の推進について 6 地方分権の推進について 7 市町村行財政の充実について 8 地域の総合的な整備の推進について 9 土地及び水政策の総合的な推進について 10 交通政策の推進について 11 公金の出納・保管状況について	(福祉保健医療委員会) 1 社会福祉施設の整備拡充について 2 社会保障制度の充実について 3 児童福祉の推進について 4 高齢者福祉の推進について 5 障害者福祉の推進について 6 健康の保持・増進体制の充実について 7 疾病の予防・治療対策の推進について 8 地域医療体制の整備拡充について 9 環境衛生・食品衛生の推進について 10 医薬品などの安全対策の推進について	(文教委員会) 1 義務教育の充実について 2 高等学校教育の充実について 3 特別支援教育の充実について 4 生涯学習の推進について 5 学校保健教育・体育の充実について 6 文化の振興と文化財の保護について 7 人権を尊重する教育の推進について 8 国際理解教育の推進について 9 情報教育の推進について 10 環境教育の推進について
(総務県民生活委員会) 1 職員の待遇改善について 2 情報公開制度の施行状況について 3 政治倫理について 4 私学の振興について 5 県税に関するについて 6 県有財産の管理状況について 7 入札・契約制度について 8 県営競技事業の施行状況について 9 広聴広報について 10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について 11 人権施策の推進について 12 男女共同参画の推進について 13 県民文化の推進について 14 国際交流の推進について 15 青少年対策について 16 スポーツの振興について 17 消費生活の安定・向上について 18 交通安全対策について 19 防犯のまちづくりの推進について	(産業労働企業委員会) 1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について 2 労使関係の安定確立対策について 3 職業能力開発体制の整備拡充について 4 雇用対策の推進について 5 商工業の振興について 6 中小企業金融対策について 7 産地産業の振興について 8 観光資源の利用促進について 9 商工関係団体の指導について 10 試験研究機関の整備について 11 科学技術の振興について 12 工業用水道事業の実施状況について 13 水道用水供給事業の実施状況について 14 地域整備事業の実施状況について	(警察危機管理防災委員会) 1 警察行政の総合的企画及び調整について 2 警察官定員の増加と待遇改善について 3 警察施設の整備と管理運営について 4 生活安全活動体制の充実について 5 地域活動体制の充実について 6 刑事警察の強化について 7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて 8 消防及び防災の強化について 9 危機管理の強化について

閉会中の委員会活動

〔目 次〕

〔視 察〕

議会運営委員会	49
常任委員会	

企 画 財 政	51
総 務 県 民 生 活	52
環 境 農 林	54
福 祉 保 健 医 療	55
産 業 労 働 企 業	57
県 土 都 市 整 備	58
文 教	59
警察危機管理防災	61

〔視 察〕

議会運営委員会

1 調査日 令和7年5月12日（月）～13日（火）

2 調査先

- (1) 岩手県議会（岩手県盛岡市）
- (2) 宮城県議会（宮城県仙台市）
- (3) 宮城県農業・園芸総合研究所（宮城県名取市）

3 調査の概要

- (1) 岩手県議会
（議会運営について）
〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 開かれた議会づくり及び議会改革の推進、大規模災害時等業務継続計画の拡充を行う必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 岩手県議会では県民に開かれた議会に向けた取組として、保護者も参加する親子県議会教室を実施している。
- 議会改革の取組として、代表質問及び一般質問において、分割質問方式又は一問一答方式を導入している。
- 東日本大震災での経験を踏まえた大規模災害時等業務継続計画を策定した。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 広聴広報会議における検討を経て開始された「親子県議会教室」は、平成30年度以降、毎年度1回開催し、計139名の児童とその保護者が参加している。令和6年度からは、議員が学校に出向いて行う「岩手県議会出前講座」を開始するなど、開かれた議会づくりに積極的に取り組んでいる。
- 傍聴者へアンケートを取った結果、分割又は一問一答方式の導入により、質問と答弁の対応関係

が非常に分かりやすくなったとの意見が多く寄せられている。

- 大船渡市林野火災が2月定例会開会中に発生したが、大規模災害時等業務継続計画に基づき執行部と協議し、速やかに災害対策本部の設置・迅速な対応に取り組むことが可能となった。

■ 質疑応答

Q 学校の授業時間の中に出前講座を組み込む場合、平等性の観点から一学年全てのクラスで行う必要が生じる。その場合、議員を何人派遣すべきかといった課題があるが、どのように対応しているのか。

A 基本的に一つの学校に対しては議員2名を派遣している。大人数の学校の場合には、体育館や講堂等の大きな会場を使用し、一学年の全生徒が参加できるように対応している。

Q 親子県議会教室や岩手県議会出前講座の募集・周知をどのように行っているのか。

A ホームページでの募集を行うほか、教育委員会を通じて出前講座の募集・周知を行っている。また、親子県議会教室についてはチラシを作成し、県内の全学校に送付するなど、幅広く周知するよう取り組んでいる。

Q 岩手県議会出前講座において、学生との意見交換を行った際に出た意見について、執行部へのフィードバック等を行っているのか。

A 学生からの意見を執行部へフィードバックするところまでは行っていない。まずは、議員の活動を広く若い県民に知ってもらうところから始めている。

Q 新型コロナウイルス感染症のまん延時において、岩手県では感染者の発生を低く抑えていたが、議会災害対策連絡本部ではどのような対応を行って、感染者の発生を抑止していたのか。

A 対策連絡本部を設置して様々な議員の情報収集活動と執行部との情報交換、それを踏まえた国への提言を適切に行うことによって、少しでも抑止につながったと考えている。

(2) 宮城県議会

（議会運営について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 議会改革や開かれた議会づくりの推進及び議会の政策立案機能の強化について、拡充を行う必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 宮城県議会では、住民参加の一環として、県内在住者を対象に県議会議員との意見交換会を開催している。
- 「みやぎ食と農の県民条例」の条例改正に向けて協議するための検討会を設置し、協議・調整を

経て、令和7年2月定例会において議員提案条例として議案を提案、可決された。

- 平成23年3月に発生した東日本大震災における震災記録誌を作成するとともに、災害時における議会の対応マニュアルの策定を行った。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 平成29年度から若者との意見交換会を行ってきたが、令和7年度は対象を高校生に限定した「高校生と県議会議員との意見交換会」の実施を予定している。
- 条例見直し検討会では、県内農業を取り巻く情勢の変化を踏まえて見直しを行うほか、施策を推進するため、県が必要な財政上の措置を講ずるための協議・調整を行い、改正案の提案を行った。
- 議会災害対応マニュアルは、議会改革推進会議において検討を行い、平成27年9月に各会派代表者会議の承認を経て策定に至った。

■ 質疑応答

Q 県民との意見交換会について、令和6年度は参加対象者の年齢をそれまでの「18歳以上」から「15歳以上」に幅を広げているが、実際に高校生の参加はあったのか。

A 高校生は3名の参加があった。実施後に参加者に話を聞いてみると、「議員と話をする機会がないので、良い機会になった」といった感想も頂いた。

Q 意見交換会は何かテーマを決めて意見交換をするのか。それとも、自由に意見交換をするのか。

A 昨年度は、「選挙」をテーマとして設定した。グループ分けをして、議員にコーディネートしてもらい、意見をまとめる形で実施した。

Q 「みやぎ食と農の県民条例」の改正について、アグリテックに関しては条例改正にどのように盛り込まれているのか。

A 今回の条例改正に当たり、基本的施策の見直しを行っており、その中でアグリテック・スマート農業の視点での施策を入れている。具体的には、「農業生産技術の改良、情報通信技術その他の先端的な技術等の活用等により、生産性の向上を図る」という項目を入れている。また、執行部の計画でもそのように取り組むことが明記されている。

Q 議員の安否確認をどのように行っているのか。本県でも行っているが、回答に関して課題があると感じている。実際に震災を経験された宮城県議会はどのような状況なのか。

A 執行部と合わせて安否確認システムを導入した。事前にメールアドレス等を登録し、地震発生時には自動でメールが届き、安否状況を返答できるようになっている。



宮城県議会にて

(3) 宮城県農業・園芸総合研究所

(「みやぎ食と農の県民条例」及び「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」を踏まえた取組等について)

【調査目的】

■ 本県の課題

- 議員提案条例の制定・改正を受け、どのように施策に反映されているか、確認する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 宮城県では、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」を作成し、その中の施策で「先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化」を掲げ、アグリテック導入者拡大のため、効果的に活用する支援を行っている。

- 令和5年度には、「アグリテック活用推進セミナー」を2回開催しており、農業者や機械メーカー等220人が参加し、測位の精度を向上させるRTKシステムによる自動操舵トラクターの見学や、機械メーカーと個別相談ができる後援会の開催等を実施している。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 「みやぎ食と農の県民条例」で策定が定められている基本計画について、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」を令和3年に策定している。今年度は中間年として計画を見直す年であるが、令和7年2月に改正された条例を踏まえて、今年度中に基本計画の見直しを行っていくため、各課で検討が始まっている。

- 全国的にはスマート農業との名称を使用しているが、同県では「アグリテック」という名称を用いて計画に位置付けている。特に、機械化体系の確立を目指して研究に取り組んでいる。

- RTKシステムの活用が同県の特徴である。令和4年度に国の補助事業を活用し、県内に七つのRTK基地局を設置して令和5年度から運用を開始した。現在では、約190法人が利用している。

■ 質疑応答

Q R T Kシステムを農家が設置するに当たって、不具合が出てくることもあるかと思うが、そのような苦情は県にも直接寄せられているのか。

A 設置に当たり、メーカーへ確認するように案内や研究所独自の説明会の開催、マニュアル作成を行っている。また、各メーカーには事前にアフターケアの実施を依頼しており、基本的には農家とメーカーとの間でやり取りがされるため、県に対しての苦情はほとんど来ていない。

Q R T Kシステムには、どのような作物・作型に対して良い影響があるのか。

A 県内で多く使われているのが、米・麦・豆の作物である。また、玉ねぎ・枝豆・馬鈴しょといった野菜についても、農薬や作業時間の軽減ができるため、R T Kシステムが付いた機械で作業ができるよう実証を重ねており、少しでも普及が進むよう研究している。

Q 民間でR T Kシステムを設置する動きはあるのか。

A 県が設置したものとは異なる独自のシステムを宮城県内だけでなく、東北全体に広めていく動きがある。また、隣県だと福島県が今年度から県全域で運用を開始し、山形県も民間主導で県内全域をカバーする取組を行っている。当県もいろいろと問い合わせを受けており、今後、R T Kシステムが広まる可能性はあると考えている。

企画財政委員会

1 調査日 令和7年6月3日(火)～4日(水)

2 調査先

- (1) ホテルカルティア太宰府(福岡県太宰府市)
- (2) 武雄市図書館・歴史資料館(佐賀県武雄市)

3 調査の概要

- (1) ホテルカルティア太宰府
(地域活性化の取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 地域の成長力・競争力の強化を図るためには、民間のノウハウ・資金を活用したまちづくりを行い、地域の魅力を高めていく必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- ホテルカルティア太宰府の改修を行った西日本鉄道株式会社は、沿線自治体と包括連携協定を締結するなど、沿線活性化・魅力向上のために様々な取組を行っている。
- 同社は、太宰府市における持続的発展に向けたまちづくりに関し、2020年に同市と包括連携協定を締結した。
- 地元高校生と連携し「太宰府梅サイダー」を開発、製造販売を行うほか、地元金融機関等と株式会社太宰府C o - C r e a t i o nを共同設立

し、古民家を宿泊施設「ホテルカルティア太宰府」に改修するなど、様々な取組を行っている。

- 同ホテルは、宿泊者を対象にした地域の歴史や文化に触れられる体験プログラムを行うなど、滞在型の観光を促し、観光客は多いが、滞在時間が短いといった、同市の課題解決に寄与することが期待されている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 太宰府市の強みは、国内外から多数の観光客の方に来ていただけることである。一方、観光の滞在時間が短く、梅ヶ枝餅を食べ歩きしてそのまま帰るなど、昼食、宿泊は福岡市や九州の別エリアに行くという通過型観光が課題である。
- 太宰府天満宮に車で来る方が非常に多く、コインパーキングが増加している。参道から1本中の道に入ると、結構な数の空き家がコインパーキングになってしまっていることも課題である。通過型観光とならないよう体験型観光を増やしていきたいということが古民家事業に至った経緯である。
- 分散型ホテルとし、太宰府の町全体をホテルに見立てて、夜の街歩きや、チェックインの際のお菓子ではなく、食べ歩きをしてもらう等、ホテルに籠るのではなく、街を楽しんでもらう形としている。地元コンテンツとの連携としては、宿泊者限定で、太宰府天満宮の本殿閉門後に神職による夜間参拝等を行っている。

■ 質疑応答

Q 弱みの中で景観の統一感がないという話があったが、開業してから、商工団体や飲食店と、どの程度関係を強めてまちがデザインされていったのか、実績を伺う。

A 建物がなくなり、駐車場があるだけの景観となってしまうところ、ホテルとして3棟残り、人の回遊性が生まれたことが実績ではないかと考えている。株式会社太宰府C o - C r e a t i o nは観光協会に参加させていただいており、同市商工会とは西日本鉄道株式会社として梅サイダーを作っている。

Q 外国人と日本人の割合はどのくらいなのか。

A 公式なデータはだいぶ昔のものしかなく、感覚としては、国内が7割、1～3月の受験シーズンや年末年始はかなり日本人が来ている。

- (2) 武雄市図書館・歴史資料館
(指定管理者の取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 多様化する住民ニーズへの対応や公共サービスの質の向上、管理運営の効率化を図るためには、指定管理者制度の活用が効果的である。

■ 視察先の概要と特色

- 同館は、T S U T A Y Aなどを運営しているカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、C C C）が指定管理者となり、これまでの公共図書館にはないサービス提供を実現している。
- 同館は“市民の生活をより豊かにする図書館”を作る「新・図書館構想」のもと、C C Cを指定管理者として2013年4月にオープンした。
- 貸出し時のTカードの利用や、公共図書館内では初となるスターバックスコーヒーの出店など、多様な取組を行っている。
- 2017年からは、「より豊かな親子の育ち」を支援し、こどもを中心に親や多世代の方々が気軽に集い、遊び、学び、交流、リラックスできる施設をコンセプトに、同年、同館に併設する形で開設した「こども図書館」の運営も担っている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 指定管理者制度導入前の課題は、来館者数が伸びなかったことである。直営で運営していた頃は、休館日を年間34日まで削減したが、それでも来館者数は伸びなかった。また、講座も堅い内容のものだけで、企画力や提案力が弱かった。
- 大きな魅力は3点ある。1点目は、いつでも利用できる図書館として、365日朝9時から夜9時まで開館している。以前は、平日仕事をしている人の利用はまずなかった。
- 2点目は、居心地の良い図書館として、利用者のニーズに合わせていろいろな施設を用意している。例えば、雑誌を置いてほしいという要望に対し、館内に書店を併設し月刊誌に限って販売している。週刊誌や漫画は置かず、地元本屋と住み分けを図っている。書店の販売本は、雑誌も含め、館内の蔵書同様自由に閲覧可能である。また、カフェを併設し、館内に会話できるエリアを設けるなど、ニーズに応じスペースを分けている。
- 3点目は、体験できる図書館として、年間1,000回以上の講座を設けている。地元の企業や市民が講師となり、対象も高齢者からこどもたちまで満遍なく実施している。

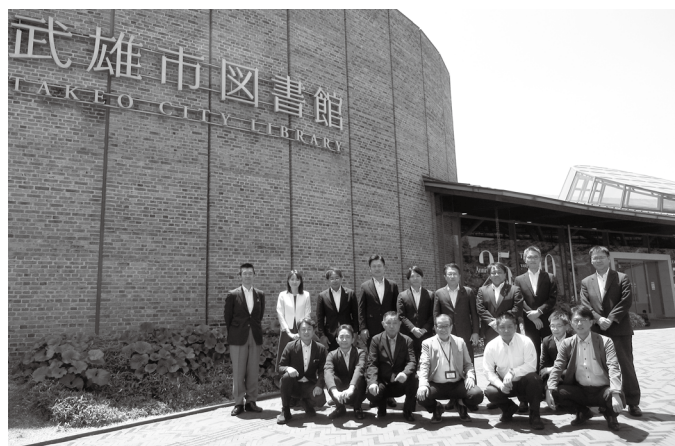
■ 質疑応答

Q かなり洗練された、役所的でない発想だが、当時、市役所側に耐性がなかったのではないか。役所と民間のアイデアを融合させるときの話合いの仕方、企画立案までのプロセス等で苦労した点は何か。

A せっかく民間の力を借りるのに、いろいろ口を出してしまうと民間の良さがなくなるので、市はできないことのブレーキをかけ、できるだけC C Cの行いたいようにという姿勢で対応していた。新しいもの好きという武雄市の市民性もあるかもしれない。

Q 人口の何倍もの来館者がいるが、どのような形で広報をしているのか。

A 市の広報誌には、必ずカラー刷りで図書館の行事を掲載しており、インスタグラムやフェイスブックへの投稿のほか、地元小中学校に行事予定を配布している。今年度は、L I N Eによるイベント情報の発信や図書館ホームページ以外からの蔵書検索・予約が可能となっている。



武雄市図書館・歴史資料館にて

総務県民生活委員会

1 調査日 令和7年5月28日（水）～29日（木）

2 調査先

- (1) S A G Aサンライズパーク（佐賀県佐賀市）
- (2) 長崎県庁（長崎県長崎市）

3 調査の概要

- (1) S A G Aサンライズパーク
（スポーツの振興について）

【調査目的】

■ 本県の課題

- アスリートの競技力向上及び県民のスポーツ実施率の向上・健康増進を図るため、スポーツ普及に取り組む必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- S A G Aスポーツピラミッド構想（S S P構想）は、佐賀県が進めるスポーツに係るプロジェクトである。世界に挑戦する県ゆかりのトップアスリートの育成を通じてスポーツ文化（する、観る、支える、育てる、稼ぐ）の裾野を拡大し、更なるトップアスリートの育成につながる好循環を確立することで、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを進めている。
- 県民がスポーツを「する」楽しみを育み、県ゆかりのアスリートが活躍し続けられるように「育て」、その活躍を「支える」場所とするとともに、国内トップレベルのスポーツを「観る」ことができる場所を目指し、S A G Aサンライズパークが整備されている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- スポーツを「する」というアプローチに限定した場合、関わる県民に限られる。多くの県民に自分のスタイルでスポーツに関わってもらうことで、単なるスポーツの振興だけではなく、スポーツを契機としたプラスの効果を創出することがSSP構想の基本理念である。
- 目指すべき将来像として、アスリートがスポーツで食べていける社会を掲げている。スポーツを生かしたビジネスシーンの拡大や、県全体でスポーツを盛り上げ、その収益をアスリートに還元していくような、広義の意味でのスポーツ振興に取り組んでいる。
- 大型イベント開催時の交通ソフト対策にも力を入れており、佐賀駅から徒歩15分という立地を生かした「SAGAアリーナ×歩く」施策を進めているほか、佐賀市と連携したシャトルバスの増便や、近隣の商業施設と連携したパーク&ライドも実施している。



SAGAサンライズパークにて

■ 質疑応答

- Q 年間の指定管理料や収入はどのような状況なのか。
- A 指定管理料は年間約5億円である。パーク全体の管理費に約11億円を要するため、差額の約6億円は各施設の利用料金等で賄っている状況である。なお、収益性の低い施設もあるため、パーク全体を一括して指定管理することで運営の効率化を図っている。
- Q パーク全体の施設整備費について、財源の内訳はどのようなになっているのか。
- A 一部国からの補助金もあるが、基本的には県の一般財源と県債の発行である。県債は、庁内財政部門と協議をした上で、長期返済となる30年償還とした。
- Q 交通ソフト対策について、具体的な成果はあるか。
- A 整備当初から専用の駐車場を設けず、徒歩や公共交通機関の利用を呼び掛けることで、パーク周

辺の地域にもまちづくりの効果を波及させていく狙いがあり、実際に多くの利用者が徒歩で利用している。また、パーク整備後、市営バスの利用者数も過去最高を記録したと聞いている。

(2) 長崎県庁

(県庁舎の再整備について)

【調査目的】

■ 本県の課題

- 本県の本庁舎は築70年を超え、老朽化・分散化などの様々な課題を抱えている。将来の在るべき姿を見据え、県民にとってより便利で、かつ職員にとって働きやすい県庁舎整備について検討していく必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 旧長崎県庁舎は、老朽化・狭あい化・分散化の課題のうち、とりわけ災害発生時に県民の安全・安心を守るための防災拠点施設としての機能整備が喫緊の課題となっていた。
- そこで、同県では、これらの課題を早急に解決するため、長崎市跡地において新庁舎建設（庁舎移転）に着手することを表明し、「長崎県庁舎整備基本構想」を策定し、再整備を進めた。
- 建て替えられた新たな県庁舎は、①災害対応の機能を集約した施設の整備等、②執務室のオープンフロア化等、③敷地内空き地の活用による公園的な空間の整備等の特徴を有している。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 通常、建築工事、電気工事、空調工事程度で分割発注することが多いが、行政棟の工事では、内装工事を更に細分化して発注している。全体の工事はWTO案件になってしまうが、地元業者にもできるだけ仕事が回るよう工夫した結果、このような発注方法が採用されている。
- 国内の官公庁庁舎では初めて、明確な目標設定と実効性のある省エネ達成に向けた手法であるコミッションングを導入している。日本ではまだ一般的ではないが、これを導入したことで、設計段階での目標値を現実的に設定でき、実際の性能検証まで行うことが可能となっている。
- 執務室はオープンフロア化され、可動式の机や椅子を配置したコミュニケーションスペースを設けることで、フロアの柔軟な利用が可能となっている。また、複合機や消耗品等を集約した「マグネットスペース」を配置することで、部局を超えたコミュニケーションを促進している。

■ 質疑応答

- Q 整備をする中でうまくいかなかった事例や、本県が今後検討していくに当たり、気を付けるべきことはあるか。
- A 設計段階において、モジュール（柱と柱の間の

距離)を設定する必要がある。それによって機の配置が決まるのだが、従来あった袖机が置けない設定としたので、職員からは狭くなったと不満があがった。また、組織改編等に対応するためには、試算する職員数は余裕を持った方がよいと考える。

Q 執務室をオープンフロア化したメリットはあるか。

A 間仕切り壁がないので、執務エリアの面積を多く確保できることや組織改編に柔軟に対応できることなど、庁舎の管理側でのメリットがある。さらに、共有スペースができたことで、利用方法の幅が広がったことも挙げられる。

環境農林委員会

1 調査日 令和7年5月28日(水)～29日(木)

2 調査先

- (1) 株式会社エクシズ(岐阜県多治見市)
- (2) 愛知県農業総合試験場(愛知県長久手市)

3 調査の概要

- (1) 株式会社エクシズ
(循環型社会形成への取組について)
[調査目的]

■ 本県の課題

- 「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄まで、資源の効率的利用やリサイクルへの取組が必要となり、実効性のある持続可能な生産消費形態を確立する取組を推進することが求められている。

■ 視察先の概要と特色

- リサイクル技術を生かしたタイル製造を通じて、地球環境に優しい社会モデル「循環型社会」の実現を目指し、リサイクルタイルのプロジェクト「e c o r e v o (エコレボ)」を立ち上げ、自治体や企業とタッグを組み、リサイクルタイルの研究・開発を推し進めている。
- 長年の研究で培われた技術を生かし、家庭や工場から排出されたゴミを高温で溶かす溶融炉によって、減容化、無害化されたリサイクル原料「溶融スラグ」をはじめ、廃ガラスやセラミック廃材、バイオマス発電所から排出されるばいじんなどを基にリサイクルタイルを製作し、リサイクル率95%を実現している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 都市から出てきたゴミを溶融し、リサイクルタイルにして、道路や建物に使用してもらう。これをぐるぐる回すことで循環型社会の構築ができる。そして、溶融するメリットとして一番大きいことは、ゴミの減容につながることである。
- 行政との連携として、豊田市の溶融炉から出る溶融スラグや鉾山から廃棄される粘土を使うな

ど、豊田市から出てきた廃棄物を100%原料にした、100%リサイクルタイルを作成している。

- 今後も、昔から積み上げてきた実証実験を続けながら、リサイクルタイル事業を展開することで、ゴミをうまく活用すれば、新しい価値を生み出すことができることを知ってもらいたいと考えている。

■ 質疑応答

Q 焼却と溶融は別のプロセスなのか。

A 溶融は、1,300℃の高温で一気に廃棄物を溶かしている。自治体は焼却炉か溶融炉のどちらかを所有しているが、ほとんどが焼却炉であると思われる。焼却では、廃棄物が製品の原料になり得ないが、溶融から出てくる溶融スラグは製品の原料になる。

Q コスト面について、鉾山から採れた粘土で作るタイルと溶融スラグを原料にしたタイルだとどちらが高いか。

A 現状は、溶融スラグを原料にした方が高い。一般的に大量生産をすることによってコストダウンを図るが、現在は小ロット対応で原料を作り、タイルを生産しているため、コストアップになっているが、粘土で作るタイルと同じ価格で販売している。それは市場を作ることが目的であり、主原料として使用される日が来たらコストダウンにつながると思う。

(2) 愛知県農業総合試験場

(スタートアップ等と連携した農業技術研究について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 競争力と適応力を持つ品種・系統の育成、環境変化対応技術や持続的生産技術、省力・低コスト・高品質生産技術の開発等の試験研究を行う必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同県では農業従事者の減少や高齢化に加え、気候変動やカーボンニュートラルへの対応、コロナ禍で浮き彫りになった新たなサプライチェーンの構築など、刻々と変化する情勢に柔軟に対応し、持続可能な食料生産の実現が課題となっている。
- 課題に迅速に対応するため、同試験場と専門的な知見を有する大学の技術、フィールド、ノウハウと、スタートアップの新しいアイデアや技術を活用した共同研究体制の強化を図り、新しい農業イノベーション創出を目指す「あいち農業イノベーションプロジェクト」を実施している。
- スタートアップなど様々なプレーヤーと革新的な技術や品種を共創する農業イノベーションの拠点としての役割を果たしている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同試験場では、生産安定技術として、ドローンで空撮した光のデータを利用して、小麦の生育状況を省力的に把握し、生育状況に応じたマップを作り、そのマップに合わせて追肥量を自動で調整する技術を開発した。この技術により、余分な肥料を削減した上で、生育むらがなく、品質・収量ともに向上させることができた。
- あいち農業イノベーションプロジェクトでは、六つのテーマのうち「テクノロジーで魅せる愛知ブランドの実現」という課題に対して、2社の民間企業と共同研究を行っている。一つが遺伝子解析を使ってDNAマーカーを開発していくもの、もう一つがゲノム編集を利用した新しい品種の育成であり、期待される成果に向けてそれぞれ研究が進んでいる。
- 令和7年度は、現プロジェクトの成果を整理し、現場の課題解決につながるシーズ研究を開始するとともに、新たな技術提案を企業等から募集し、更なるイノベーション創出につなげていく。

■ 質疑応答

- Q プロジェクトの共同研究において、研究の相手を募集した際、同じ課題への企業の競合や、本当は株式会社が良かったなど、想定外のことはあったのか。
- A 競合はほぼなく、企業からのいろいろな提案の中から、今、試験場として行っていくのはどれかということを経験側の重要度も合わせて決めている。対象は、大企業、スタートアップ及び大学といった観点では絞っていない。
- Q IoT関連で、モニタリングデータ収集の電波は何を使っているのか。
- A 通信するデータ量自体はそこまで重くないため、軽いものを想定しているが、なるべくコストをかけない通信方法を考えたときに、プライベートLoRaであれば、通信コストはほぼかからず、遮蔽物がなければ3、4kmは届く通信であり、現在実用化を見極めるために運用している。



愛知県農業総合試験場にて

福祉保健医療委員会

1 調査日 令和7年5月27日（火）～28日（水）

2 調査先

- (1) 北海道大学病院（北海道札幌市）
- (2) 北海道介護福祉学校（北海道栗山町）

3 調査の概要

(1) 北海道大学病院

（医療AI人材の育成及び遠隔医療の取組について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 高齢化に伴う医療需要の増加、医師の地域偏在、生産性向上などの課題を解決し、質の高い医療を提供するため、医療の高度化・専門化に対応できる人材の確保が課題である。

■ 視察先の概要と特色

- 北海道大学病院では、「医療AI研究開発センター」として、様々なAI研究開発を全科横断的に実施できる環境を整備している。また、文部科学省に採択された人材育成プログラムに基づき、医療AI研究開発を主導できる人材を育成している。
- 同院は、遠隔医療での触診を可能にする次世代医療システムを開発中である。令和5年には、同院と道内（函館、帯広）の地域中核病院、3拠点を5G高速回線で接続し、触診デバイスを用いた触覚を同院で再現する実証実験に成功している。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 北海道は、広域に過疎地域が点在し、大きな離島として医療連携的に閉ざされた環境にある。同院は、北海道を日本の縮図と捉え、全国のモデルケースとなるべく医療AIの研究・教育を北海道大学と一体で実施している。医学系、情報系、薬学系など、様々な分野の教授が集まる総合大学の特色を生かして、これまで個別に行ってきた研究・教育を一つに集約し、迅速かつ効率的な研究・教育を推進している。
- 研究・教育体制としては、北海道大学において、主に医学院博士課程、医学部大学院4年生を対象として、画像診断などの座学の講義やハンズオンでプログラミングを修得。病院側では、医療AI研究開発センターを設置し、出口として、研究開発したものを社会実装していく体制となっている。
- 遠隔医療においては、触診できないことが対面診療と比較し誤診のリスクを上昇させる懸念があり、保険適用の上でも課題である。今回開発した遠隔触診技術は、送信側の医師の触診情報（硬さなど）を数値化し、画像データに埋め込み、仮想空間にデータベースを作り、そこに受信側の医師がアクセスする仕組みとなっている。

■ 質疑応答

Q 医療AIの技術進歩により、将来的に医師が不要となることも考えられるが、どのように考えているのか。

A 黙って見ていればAIに置き換わってしまう。AIができないような、患者さんの感情をくみ取れる心のある医師、手術の技術が格段に高い実力のある医師の数は逆に増えていくと思われる。こういった教育が今後、医師を育てる上で非常に重要だと考えている。

Q 遠隔医療でも重要となる医療情報の連携について、どのような課題があるのか。

A 北海道でもカルテの共有は、画像もデータが重くなかなか進んでいかない。現在、北海道内で様々な病院が一つのクラウドに画像共有して、どの病院でも一つのクラウドを見れば、その患者さんがどの病院を受診しても情報を追えるような仕組みづくりを、正に今年度始めようとしている。

Q 開発された遠隔触診デバイスの今後の展開はどう考えているのか。

A 医師だけでなく患者さんが自分で触った感覚も伝達できる。例えば、普段は医者がいないようなスポーツや学校教育の現場で、アクシデントがあった際に、本人やトレーナーが触った感覚を伝達し、医者が指示を出すこともできると考えている。また、経験豊富な医師の手術の技術を定量化することで、若手医師の教育にも活用できると考えている。

(2) 北海道介護福祉学校 (介護人材の育成・確保について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 急速に進む高齢化等に対応し、安定した介護サービスを提供するためには、安定的な人材の育成・確保に向けた取組が重要な課題となる。

■ 視察先の概要と特色

○ 北海道介護福祉学校は、栗山町が設置する「介護福祉学科」のみの町立の専修学校（2年制専門課程）である。町が専門学校を設置運営する、全国でも珍しい形態となっている。

○ 令和4年度から、介護分野における中核を担う介護福祉人材を養成するため、新たな教育モデルとして、栗山高校、栗山町、産業界（介護事業所等）と連携し、独自の高専一貫教育プログラムを開発・展開している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 同校の特徴的な教育としては、国家試験対策のほかに、「地域活動研究」、「キャリア形成支援講座」を行っている。「地域活動研究」では、例えば、障害者支援施設や町内会・老人クラブなどに行き、地域に暮らす人々の生活実態に触れ、個別・地域

特有の課題を知ることで、幅広い視点と次世代の専門職に求められる資質を持った介護福祉士の育成を行っている。「キャリア形成支援講座」は、介護福祉士の資格取得後のキャリアデザインをどう考えていくのか学習する時間となっている。

○ 地元の栗山高校と実施する高専一貫教育プログラムでは、協働でカリキュラムを構築し、高校生徒全員が3年間で105時間の設定科目「栗山と福祉」を履修する。座学だけでなく、徘徊模擬訓練や認知症VR体験を通じて、職業としての介護・福祉について理解を深めている。北海道介護福祉学校の学生も、高校生との合同授業を通じて、学ぶだけでなく指導的立場も経験することで、中核人材の育成につながる実践的な学びとなっている。

○ 北海道内の介護福祉養成学校は、定員充足率が4～6割で推移し、募集停止や閉校する学校も増加している状況である。背景には、高齢者が身近にいない世帯の増加や職業認知機会の少なさなどが考えられる。学生確保を課題とする同校を軸に、介護人材確保を課題とする道内自治体と包括連携を拡大している（現在20市町村）。同校を中心とした栗山町側では、自治体推薦入学制度、学費優遇、講師派遣をした福祉教育・職員研修支援を行っている。連携自治体側では、学生募集、学費助成、地元小中高校での福祉教育・啓蒙、介護職員研修を実施し、相互の課題解決に向けて取り組んでいる。



北海道介護福祉学校にて

■ 質疑応答

Q 道や国に求める支援はどのようなものか。

A 経済的理由や距離的な環境の問題で、高卒無資格で就職せざるを得ないこどもたちへの就学支援を手厚くしていただきたい。また、人材不足は、市町村や事業所の努力すべき部分もあると思うが、都道府県レベルでも何らかの支援に動いてほしい。都道府県が動くことで市町村も動いてくれると思う。

Q 今後の介護人材確保について、どのようなイメージ・考えをお持ちか。

A 人手不足のため、事業所の運営のために人を集

めることに精一杯で、そこでの長期的な人材育成というのは難しい面がある。そこで、事業所独自の努力部分と、例えば、地域、県、国などのいろいろな形の選択肢の中で、資格取得にとどまらず、資質向上や深い学びができるような研修・人材育成の仕組みが求められてくると思う。

産業労働企業委員会

1 調査日 令和7年5月27日(火)～28日(水)

2 調査先

- (1) 石川県庁・金沢港クルーズターミナル(石川県金沢市)
- (2) 富山県創業支援センター SCOP TOYAMA(富山県富山市)

3 調査の概要

- (1) 石川県庁・金沢港クルーズターミナル
(能登半島地震からの産業復興について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 自然災害等が頻発化する中で、県経済が将来にわたり成長・発展を続けていくため、産業基盤の強化、産業構造の変化に係る対応や地域資源の活用等を推進し、持続的な成長を促すことが必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 石川県では、「石川県創造的復興プラン」を策定し、能登半島地震からの復興に取り組んでいる。
- 産業労働分野においては、地域の持続可能な発展を目指した産業・観光・文化を融合させた包括的な取組を実施し、伝統産業と新技術の活用、観光と地域経済の連動、地域の強みを生かした産業振興等を推進している。
- 金沢港は震災からの復興を進めており、物流機能のみならず、令和2年6月に開所した「金沢港クルーズターミナル」を活用し、クルーズやにぎわい創出の機能を有する拠点として、重要な役割を担っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 被災事業者への支援として、発災直後から能登事業者支援センターや金沢事業者支援センターを設置し、相談対応や各種補助金による支援をしている。
- 雇用対策においては、事業者向けに首都圏等の副業人材の活用推進や在籍型出向の促進、就労者向けに被災地求人・求職マッチングを強化している。
- 能登で新たに起業する方への支援や事業承継への支援、また、輪島塗復興に向けた官・民・産地共同プロジェクト等を通じて、創造的な復興を目指している。

- 同港は、クルーズターミナル周辺をはじめ被害が軽微であったエリアを応急修繕し、災害関係支援船の利用にも活用されている。利用を確保しながら段階的工事を進め、主要施設の令和7年度末までの復旧を目指している。

■ 質疑応答

Q 経済や産業について、創造的復興を踏まえ、震災前と比較しどのような変化が生まれているのか。

A 能登は農業・観光が主産業であったが、早急な復興を目指すとともに、外側からの新たなビジネスも呼び込み、両輪での復興を図っている。

Q 震災を契機に、起業や新業種へのチャレンジを支援する各種補助金を設けているが、震災前後で新規事業の立ち上げ件数は変化しているのか。

A 震災後、経営環境の変化は著しく、募集期間中ではあるが、200件を超える問合せがあり、住宅工事や宿泊業などの需要増加を例に、新規事業の増加が見込まれる。

Q 副業・兼業人材活用支援事業の活用状況はどうか。専任スタッフの役割は何か。

A 令和4年度は約20件、令和5年度は約40件、令和6年度は約65件の利用があり、今年度は100件を目指している。専任スタッフは、支援を受ける企業側の課題を抽出・整理し、ミスマッチを起こさないよう支援している。

Q 金沢港は日本海側でトップレベルの港と思うが、課題は何かあるか。

A 昨年、港湾計画を見直し、コンテナ船の大型化等にも対応していくことを検討している。

- (2) 富山県創業支援センター SCOP TOYAMA
(創業支援の取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 地域の産業振興や魅力的な雇用創出のため、創業支援や人材確保が課題となっている。

■ 視察先の概要と特色

- 同施設は、令和4年10月にオープンした職住一体の交流・創業支援拠点である。
- 老朽化した旧・県職員住宅をリノベーションし、創業支援だけでなく貸しオフィスやコワーキングスペース、住居の提供など、職住一体の交流・創業支援拠点を運営する取組を行っている。
- 創業支援センター棟は、創業支援を実施するとともに、企業や個人事業主が利用できる貸しオフィスやコワーキングスペース、チャレンジショップスペースを設け、起業や新規事業等のサポートを実施している。
- 居住棟は複数の住居やシェアハウスで構成されており、クリエイティブな発想と新しい価値観の創造につなげるため、多様な立場の人と交流できるよう設計されている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 同県が掲げる成長戦略の一つの柱として「スタートアップ支援」が位置付けられており、県経済、日本経済の将来の成長の糧となる新たな企業を同県から創出することを目指している。
- 同施設は、富山工業高校生のリノベーションプランを基に、全国でも例のない職住一体の新たな支援環境を提供する施設として整備された。
- 家具や照明、グラフィックデザインの一部は、高校生ワークショップにより製作された。
- 仕事や他者との交流を、自身のスタイルやペースで実施できるよう工夫されている。
- コミュニティマネージャーが常駐し、気軽に相談できる環境を作ること、同施設を中心としたコミュニティを形成した。
- オフィス入所者向けに定期的な面談を行い、伴走型の支援を実施している。

■ 質疑応答

- Q 主にどのような属性の方が利用されているのか。
- A スモールビジネスを継続したい方や上場を目指す企業、学生、不動産管理、工場のIT化を目指す方など、様々な方が利用し多岐に渡っている。
- Q 高校生のワークショップによる作品を対外的に展開していく見込みはあるのか。
- A 商品化を目指したプロジェクトではなかったが、県外企業から商品化の要望があり、商品化につながったものもある。
- Q 住居棟のアパートメントについて、家賃以外に入居要件はあるのか。
- A 富山県内に住民票を移すこと、又は、県内の方であれば、オフィス・シェアオフィスを利用いただくことである。
- Q リノベーションの総額はどの程度か。
- A 11棟あったうち8棟の解体工事などで約7億円、3棟の改修工事が約11億円であった。
- Q 総工費18億円の回収は難しいと思うが、家賃設定との折り合いをどうしているのか。
- A 県施設であり、収益性というより県の創業支援施策として機運醸成を図っている。



富山県創業支援センター SCOP TOYAMAにて

県土都市整備委員会

1 調査日 令和7年5月28日（水）～29日（木）

2 調査先

- (1) i t i S E T O U C H I ・福山市中央公園（広島県福山市）
- (2) 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所（岡山県倉敷市）

3 調査の概要

- (1) i t i S E T O U C H I ・福山市中央公園
（民間投資による公共空間の整備について）

【調査目的】

■ 本県の課題

- 公園などの公共空間の整備においては、施設を適切に更新し、にぎわいを創出する空間の整備が必要であるため、民間の投資を誘導し、民間のアイデアを取り入れた整備が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- i t i S E T O U C H I は、市が保有する元百貨店をリノベーションした複合施設である。施設内の半分以上をパブリックスペースとして整備し、「施設内に道路が走る屋内公園」のような開放的な空間とすることで、人々の流れを生み出している。
- 福山市中央公園は、P a r k - P F I が導入され、令和3年5月にリニューアルオープンした。ハード面の整備は最小限にとどめ、ソフト面の取組を重視している。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 同市では、駅前再生ビジョンを策定し、ウォークアブルな街づくりを推進すべく、駅前を四つのエリアに分割し、集中的にハード・ソフト両面の施策を行っている。
- i t i S E T O U C H I は、開業前から地域の人たちと一緒に「どうあるべきなのか」を考え、地域に必要とされるような施設を目指して整備した。様々なプロセスに市民が関わることを重視し、一緒に再生していくことに力点を置いた。また、実際にまちを見て感じ取った文脈を基に、公開空地の換地などの手法も用いながら、まちとの連続性を持たせた施設の整備を行った。
- 同公園は「市民による市民のための公園」のコンセプトの下、最小の投資で使い方のリノベーションという視点を重視して整備を行った。20年というP a r k - P F I 事業の設定の中で、1事業者が運営をし続けることは難しいと考え、様々な団体が自主的に公園を活用できるようにする取組を行っている。
- 現在は、様々なイベントを実施することで、芝生の劣化など、公園の環境が悪化してしまうこと

があると気付いたため、公園の中でエリアを分け、日常的なエリア価値の向上も考慮し、周辺環境と共存した公園の整備ができないかを検証している。

■ 質疑応答

Q 商業施設が商業に頼らない施設に生まれ変わるに当たり、住民を巻き込む際に、これまでの商業施設を求めているような人もいたかと思うが、反応はどうであったか。

A 現在でもそのような声はあるが、そういった人ほど一緒に施設を作る過程に関わってもらい、直接的に思いを伝える機会を設け、直接的な対立構造にならないよう、コミュニケーションを取る努力をしている。

Q 事業を続けていくための採算はどのように取っているのか。

A 同公園においては、公募対象公園施設のレストランの収入が主となっている。i t i S E T O U C H I は、駐車場とオフィス関係の収入が主となる。オフィス関係では、駅前で好立地ということから、サテライトとしての利用を希望する話が多くあり、当初計画からサイズを半分にして区画数を増やしたが、満室となった今でも多くの入居希望の話を頂いている。イベント関連も、施設内のスペースを利用してシンポジウムを企画開催してもらいたいといった依頼があり、ソフト事業などでも想定外の収入がある。



福山市中央公園にて

(2) 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所 (流域治水対策について)

【調査目的】

■ 本県の課題

○ 気候変動の顕在化及び都市化の進展等により、社会の水害に対する脆弱性が高まり、浸水被害の拡大が懸念されるため、「防災力」の強化とともに、「減災力」を高め、レジリエントな社会の実現を目指す必要がある。

■ 視察先の概要と特色

○ 平成30年の集中豪雨により、高梁川水系小田川では、倉敷市真備町で堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生した。

○ 浸水被害により明らかになった様々な課題に対して、国、岡山県、倉敷市の三者で「真備緊急治水プロジェクト」を策定し、ハード面、ソフト面で整備を進めた。

○ 小田川合流点付替え工事については、当初の予定より5年前倒しで事業を完了させた。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

○ 小田川合流点付替え工事は、令和6年11月の出水では、事業実施前に比べ、高梁川側で約0.8m、小田川側で約4.6mの水位低減効果があったと推定されている。これは合流河川の出発水位が下がったことと、新合流点にかけて勾配があるため流れやすくなったことが要因だと考えている。

○ 埼玉県では、内陸県であるため徐々に水位が上がる傾向があり、治水対策では合流点に水門やポンプ場などの逆流防止設備を作り、強制排水を行うことが多いが、小田川の付替え事業においては、新合流点において、模型実験や水理解析により、そのような施設がなくとも問題ないことが検証された上で事業が実施された。

○ 河川防災ステーションは、水防及び復旧資材を広域的に補う備蓄基地として、また河川管理施設の保全活動及び迅速な緊急復旧活動を実施するための拠点施設となっている。これにより、不足していた備蓄資材問題が解消し、アクセスの良さから迅速な対応が可能となった。なお、平時にはスポーツ公園やコミュニティの場として利用されている。

■ 質疑応答

Q 小田川付替え事業の工期が短くなった要因はどういったことからか。

A 南山の掘削について、工法の見直しを行ったためと聞いている。一段ずつ削っていかなければならないところ、掘削と法面保護を並行して行えるよう見直しをしたことで、期間が短縮された。

Q 既存農業用水路を活用した流域治水についての記載があるが、堰の改修が流域治水の下に進んだ、又はこれから進む予定のところはあるか。

A 岡山市が、農業用水路や市管轄の河川堤防の整備は継続的に行っている。しかし、農家の減少により、堰の改修は難しくなっていくため、その点は課題となる。

文教委員会

1 調査日 令和7年5月27日(火)～28日(水)

2 調査先

- (1) 福井県立恐竜博物館(福井県勝山市)
- (2) 加賀市立東和中学校(石川県加賀市)

3 調査の概要

(1) 福井県立恐竜博物館

(特色ある社会教育施設(博物館)の運営について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 県民が身近に学び文化に親しむとともに、生涯学習の拠点となる博物館について、県民及び時代のニーズに合ったより魅力的な運営が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 福井県の有する恐竜資源を活用した地質・古生物学博物館で、特徴的な展示により来館者数は国内最大級の規模を誇る。
- 50体の恐竜全身骨格をはじめ千数百もの標本などの特徴的な展示により、こどもから大人まで楽しんで学習でき、研究者も学術的に満足できる展示を目指している。
- リニューアルオープンでは、実物大の恐竜世界を映し出す3面ダイノシアターや、化石発掘、骨格組立てなどの恐竜研究を体感できる化石研究体験室などの新たな機能を追加した。
- 学校教育支援として、博物館で活用できるワークシート、研究員による「恐竜授業」、教材として活用できる「恐竜博物館画像ライブラリ」なども充実している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 平成12年7月開館当初は30万人程度だった来館者数だが、平成21年に観光営業部へ所管移動し、広報活動を強化したことによって、平成27年以降に来館者数100万人に近づき、令和6年には126万人超を記録した。
- 面積4,500㎡の常設展示室では、約1,800点の標本を展示している。
- 展示以外にも、一般来館者を対象とした講演会、研究員による研究成果発表、博物館内ライブラリー整備など多様な活動を実施している。今年4月に開学した福井県立大学恐竜学部との合同講演会なども開催した。
- 学校団体向けの教育支援プログラムを用意し、ワークシートの提供、研究員による「恐竜授業」、標本貸出しなどを行っている。プログラム冊子は北陸の学校を中心に、日本全国の一部学校にも送付し、学習活動に活用されている。
- 今後も入館者数を更に増加させるため、広報活動強化、学校団体向けプログラムの充実、地域社会との連携強化などに取り組み、博物館の役割をより一層高めている。

■ 質疑応答

- Q 学校教育現場との連携をどのように構築しているのか。
- A 学校からの利用申込に基づき、学校が作成する

教育活動計画に合わせたプログラムや資料を提供している。広報活動として、教育旅行プログラムを造成する旅行会社を通じた博物館の教育普及も行っている。

- Q 福井県の学校教育で、博物館がより活用されるために、どのような取り組みをしているのか。

A 福井県内の学校が教育活動で来館する際には、観覧料を免除している。また、来館いただくほか、「どこでも恐竜授業」では、職員が出向いたり、オンラインでも活用いただいている。

- Q 県外の博物館などの施設とは、どのような連携をしているのか。

A 全国各地の博物館と連携協定を締結し、研究・調査、講演の講師派遣などで連携している。

(2) 加賀市立東和中学校

(ICT教育の推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 新しい時代に求められる資質や能力の育成が必要とされる中、ICTを活用した新たな教材や学習活動などを積極的に取り入れた、技術革新に対応する教育の推進が求められている。

■ 視察先の概要と特色

- 加賀市は、令和5～7年度の学校教育の方針を示す「加賀市学校教育ビジョン」を策定し、「B E T H E P L A Y E R (自分で考え 動く 生み出す そして社会を変える)」をスローガンに掲げ、「そろえる」教育から人と違う強みを「伸ばす」教育への転換に取り組んでいる。
- 「小中一貫型加賀S T E A M教育プログラム」では、プログラミング教育を小学校1年生からスタートし、9年間で探求的な学び、課題解決型の学びを身に付ける。
- 加賀市立東和中学校では、S T E A M教育の一環として、生成A Iの活用や地域連携による課題解決などの授業に取り組んでいる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同ビジョンの主軸として「学びを変える」プロジェクトを推進し、一人一人に合った個別最適な学びと、対話を大切にした協働的な学びを目指している。指導主事やプロジェクトマネージャーが伴走型で教員研修を実施したり、外部専門家の支援を活用したりすることで、学校や生徒の状況に応じた対応が可能となっている。
- S T E A M教育は、こどもが自ら考え、新しいものを生み出し、社会をより良くする力を育む学びと位置付けており、プログラマーなどの専門家を育てるというものではない。毎年、S T E A M教育の成果発表プレゼンテーションの機会を設けている。

- 同校では、教育目標の実現に向けて生徒に身に付けて欲しい力として、「未来を創造する力（自立・共生・貢献・創造）」を掲げている。
- 授業づくりをする教員の負担軽減のため、教材研究の時間を勤務時間内に確保している。ICTの活用については、より効果的に活用できるよう、その使用を工夫している。
- こどもたちからは「これまでの授業では、分らなくなると諦めていたが、友人と協力して進めることで理解が深まった。自分のペースで学ぶことで、最後までやり遂げられた」などといった声が寄せられている。

■ 質疑応答

- Q プロジェクトマネージャーとはどのような人材なのか。
- A 市教育委員会が採用し、学校の負担軽減やビジョン推進を支援するため、各学校からの要請に応じて訪問している。令和6年度は3名を採用した。
- Q 生成AIなどのICTを活用した授業は、技術の教員免許を持つ教員が担当するのか。
- A 必ずしも技術専門の教員が担当するわけではない。外部専門家の支援を活用したり、プロジェクトマネージャーと協力して授業づくりをすることで対応している。
- Q ビジョンの成果検証はどのように行うのか。
- A ビジョンは達成目標を設定するものではなく、方向性を示す「羅針盤」として位置付けられている。その上で、3年間でどのような変化が生まれたかを検証していく。



加賀市立東和中学校にて

警察危機管理防災委員会

1 調査日 令和7年5月28日（水）～29日（木）

2 調査先

- (1) 香川県警察本部（香川県高松市）
- (2) 徳島県立東部防災館おきのすインドアパーク（徳

島県徳島市）

3 調査の概要

(1) 香川県警察本部

（警察と民間企業等との連携について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 特殊詐欺やサイバー犯罪による被害は拡大しており、深刻な状況にある。巧妙化する犯罪に対して、どのように県民を守っていくのが課題である。

■ 視察先の概要と特色

- 同県警察は安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、様々な民間企業等と連携した取組を進めており、包括的連携協定の締結や、地域の見守り活動から防犯イベントの開催、ドライブレコーダー捜査への協力など多岐にわたる取組を行っている。
- ソフトバンク株式会社とは、生成AIを活用した「SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺Bot」を開発しており、令和6年7月には当該ツールを使用した全国初の詐欺防止イベントを開催している。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 警察も少子化による人手不足が懸念され、また、今まで活動していたボランティアも高齢化等によりこれまでどおりの水準で活動することが難しい状況にある。こうした状況の中で、民間のCSR企業等と連携することで、持続可能な活動が実現できると考えている。
- 詐欺対策については、LINE上での警告や監視は個人情報の関係で行えないため、警告が目に入りづらい。また、SNS型の投資・ロマンス詐欺は高齢者だけではなく、比較的若い世代が被害に遭っており、幅広い層に対して注意喚起する必要がある。
- SNS型詐欺の入口はLINE以外が大半だが、誘導される先の9割以上がLINEとなっているため、被害に遭わないためにLINEでのやり取りを実際に体験することは重要である。
- 生成AIを使った詐欺の仮想体験会には30～40代の若い世代が多く参加しており、体験者の9割以上が意識変容につながったといった結果も出ている。

■ 質疑応答

- Q 生成AIを活用した詐欺の仮想体験には、1回当たりどの程度の費用がかかるのか。
- A 生成AIの利用料は、1回当たり税抜で3万円である。一人が代表して体験する様子をスクリーンに映すことで、一度に数十人が見学することも可能である。
- Q 個人の携帯端末で、アプリ等を使用することにより体験することはできないのか。

A 生成A Iを活用する場合は、名前や住所などの個人情報の取扱いが難しいため、研修用端末に入手いただく形で体験会を行っている。生成A Iを活用しない体験であれば、個人端末で行うことも可能である。

Q 体験会にはどのような層が参加しているのか。

A 幅広い世代が参加している。L I N Eを活用していない高齢者もこどものために参加している。また、近々金融機関の支店長向けに実施することも検討している。

(2) 徳島県立東部防災館おきのすインドアパーク
(災害時の通信手段の確保等について)

【調査目的】

■ 本県の課題

○ 首都直下型地震などの大規模災害では、長期間の通信障害や避難所生活の長期化のおそれがあり、災害時の通信手段の確保や避難所の環境改善が求められている。

■ 視察先の概要と特色

○ 徳島県では、南海トラフ地震に対する取組を積極的に進めており、令和6年度に四国で初めて衛星通信サービスの「Starlink（スターリンク）」を導入し、災害時の通信確保に取り組んでいる。

○ おきのすインドアパークは、令和5年に災害時の広域物資輸送拠点として機能することを目的に整備された。全天候型スポーツパークとカルチャー&イベントスペースも備えた複合施設であり、通常時は多くの世代に利用されている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

○ 災害時と平時をリバーシブルに活用する施設である。施設内のテーブルやキッズパークには、主に物流に使用されるコンテナが使われており、災害時には解体し、物資を運ぶ際のコンテナとして活用できる。

○ 海沿いの施設のため浸水・津波対策も行われており、施設内は地上から一段高く設計されている。この段差はカフェスペースとして使われているが、災害時には支援物資の搬入を行う空間としても活用可能である。また、施設内の仕切りには防潮扉も併せて設置されており、手動で開閉が可能である。

○ Starlinkの使用には、アンテナと電源、Wi-Fiルーターがあれば利用することができる。通信衛星が多く配備されている北側の空に向けて設置し、この1台でスマートフォン128台がWi-Fiに接続可能であり、家庭で使用している通信環境と同程度である200Mbpsの速度が出る。

■ 質疑応答

Q Starlinkの導入費用や維持費用はどの程度となるのか。

A 本体の導入時に係る費用はオプションを含めて40万円程度であるが、それに加えて、月々の使用料が7万円ほどかかる。

Q 今後は県全体で何機程度まで導入していく予定なのか。

A 県としては現在5機保有している。市町村については、今後の導入予定も含めて30機ほどを導入していく予定である。ただ、市町村が負担することとなる月々の使用料が課題である。

Q 南海トラフ地震の発生確率が引き上げられたが、その中でも特に何について備えているのか。

A 地震・津波対策はもちろんだが、避難所の環境向上、トイレの衛生管理、食料備蓄などは、県内だけで3日間は対応できるよう準備を進めている。



徳島県立東部防災館おきのすインドアパークにて

議 会 日 誌

(本会議・委員会等)

月 日	件 名
5月12日 ～13日	委 員 会 視 察 (議 会 運 営)
27日 ～28日	委 員 会 視 察 (福 祉 保 健 医 療) 委 員 会 視 察 (産 業 労 働 企 業) 委 員 会 視 察 (文 教)
28日 ～29日	委 員 会 視 察 (総 務 県 民 生 活) 委 員 会 視 察 (環 境 農 林) 委 員 会 視 察 (県 土 都 市 整 備) 委 員 会 視 察 (警 察 危 機 管 理 防 災)
6月3日 ～4日	委 員 会 視 察 (企 画 財 政)
5日	各 会 派 代 表 者 会 議 議 会 運 営 委 員 会
12日 ～7月2日	6 月 定 例 会

(その他)

月 日	件 名
4月22日	福岡県 13都道府県議会議長会会議
5月7日 ～8日	栃木県 関東甲信越1都9県議会議長会会議
5月26日	オンライン 対応 全国都道府県議会議長会役員会
6月2日	東京都 全国都道府県議会議長会臨時総会

請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ
(直通 048-830-6238)

本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、令和5年12月定例会から、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒に気兼ねなく傍聴できる専用スペースが開設されました。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課
(直通 048-830-6238)

又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



夏休み親子参加イベント

「議事堂見学会と投票体験」を開催しました！

令和7年8月8日（金曜日）、県議会の議事堂で、小学4～6年生とその保護者を対象とした「議事堂見学会と投票体験」を開催しました。

この見学会は、県議会を身近に感じ、関心を高めてもらうため、平成26年度から実施しています。

参加した子どもたちは、普段入ることのできない本会議場や議長室を見学したり、委員会に関するクイズに答えたりしながら、県議会の仕組みや歴史について楽しく学びました。また、見学の後には、埼玉県選挙管理委員会のミニ講座や模擬投票を行いました。

参加した子どもたちから「議長の写真がたくさん飾られていて歴史があることがわかった」、「18歳になったら実際に選挙に行ってみたい」といった感想がありました。



議場を見学



投票体験の様子

※詳しくは県議会ホームページをご覧ください。→



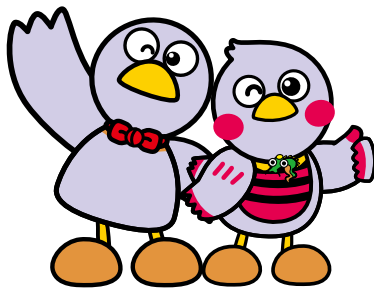
〈表紙写真〉

「第20回埼玉県議会フォトコンテスト」 入賞作品

タイトル「しずくの輝き」

阿部 立子さん撮影 撮影場所 さいたま市





埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット
「コバトン」 「さいたまっち」